

**ラムサール条約湿地における協働取組と
それを通じた人づくり**
～湿地を活用した持続可能な地域づくりを目指して～

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議
第6回学習・交流事業の記録

2015年3月

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

目次

I. プログラム	1
II. シンポジウム	4
1. あいさつ	4
1) 開会あいさつ 竹市俊之 名古屋市環境局環境企画部長	4
2) 来賓あいさつ 池田善一 環境省中部地方環境事務所長	4
2. 趣旨及び進行 千頭 聡 日本福祉大学国際福祉開発学部教授・ 藤前干潟協議会運営委員長	5
3. 基調講演 ESD（持続可能な開発のための教育）と「地域活性化に向けた協働取組」 佐藤真久 東京都市大学環境情報学部 准教授	7
4. 基調報告	4
1) 環境教育等促進法における協働取組の推進 井桁正昭 環境省総合環境政策局民間活動支援室 室長補佐	16
2) ラムサール条約におけるワイズユースと CEPA 辻田香織 環境省自然環境局野生生物課 湿地保全専門官	20
5. 事例報告	23
1) 習志野市の事例 子ども、若者、大人の活動とその連携 ～谷津干潟における人づくり 芝原達也 習志野市谷津干潟自然観察センター	16
2) 名古屋市の事例 藤前干潟における人づくりと KODOMO ラムサール 戸苅辰弥 NPO 法人藤前干潟を守る会	27
6. ディスカッション	32
7. まとめのコメント	44
8. 閉会あいさつ 岡田信一 大崎市産業経済部産業政策課 課長補佐	47

I. プログラム

「ラムサール条約湿地における協働取組とそれを通じた人づくり」

～湿地を活用した持続可能な地域づくりを目指して～

第6回 ラムサール条約登録湿地関係市町村会議 学習・交流会

1 日時：平成26年10月24日（金）9:00～12:00

2 会場：名古屋ガーデンパレス（中区錦3丁目11-13）

3 趣旨：

（1）次の25年へ～市町村会議25周年にあたって～

今年、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議創立25周年の節目の年である。ラムサール条約湿地の関係市町村が連携して情報・意見交換と協力活動を行う組織は、世界でも希であり、優れたモデルとして注目されている。

その市町村会議が、次の25年に向けて、今後も継続的・発展的に活動していくためには、環境保全と持続可能な社会づくりを目指した、多様な主体、多様な世代による協働の取組を通じて、次世代育成も視野に入れて、それを担う人づくりを行うことが必要である。

そこで今回の学習・交流会では、「ラムサール条約湿地における協働取組とそれを通じた人づくり～湿地を活用した持続可能な地域づくりを目指して～」と題して、会員市町村の活発な経験交流を行うこととした。

（2）ラムサール条約の3つの柱とCEPA（交流・学習・人づくり）

ラムサール条約は、①保全・再生、②ワイズユース、③交流・教育・参加・啓発（Communication, Education, Participation and Awareness：略称CEPA）を3つの柱としているが、それは、その後に来た生物多様性条約の3つの柱にも引き継がれている。

その際、ラムサール条約第4条が、地域から地球までを視野に入れて、研究の促進や研究成果の交流、モニタリングができる人材の育成について述べていることが、注目される。また、来年6月に第12回がウルグアイで開催されることが予定されているラムサール条約締約国会議の決議などが、各国の経験に基づいてそれを深め、締約国はCEPAの国内行動計画を策定することが確認されている。そして、市町村会議の活動はその一端を担っている。

（3）「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）：ESD」と環境教育等促進法

ラムサール条約の3つの柱は、また、国連のプログラムである、「持続可能な開発のための教育」における、環境・経済・社会の調和に基づく発展や、関心の喚起・理解の深化・参加する態度や問題解決能力の育成を通じて具体的行動を促すという人材育成の考えに通じている。

日本政府が提案者でもある ESD は、持続可能な社会を作るために、環境や開発、エネルギーなどの地球規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところから行動を起こす力を身につけることを目指す教育活動であるが、本年は「国連 ESD の 10 年」の最終年にあたり、11 月に ESD ユネスコ世界会議が名古屋市と岡山市で開催される。そこでは、これまでの 10 年に渡る取組を踏まえて、その後継プログラムとなる「グローバル・アクション・プログラム」が採択される予定である。

そして、平成 24 年に施行された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」も、ESD の理念を踏まえたものとなっている。

この法律は、①自然環境の保全、持続可能な社会づくりのための教育を、②家庭、学校、職場、地域等あらゆる場において、③環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために、④国民、企業や NPO 等の民間団体、国、地方公共団体が役割分担しつつ対等の立場で相互に協力して行う「協働取組」により、⑤環境省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の所管する事業を視野に入れて進めることとしている。

(4) 名古屋で市町村会議の学習・交流会が開かれる意義

市町村会議はこれまでの 25 年間、国や研究教育機関、NGO や専門家と協力しながら、それぞれの地域での地道で多様な協働取組とそれを踏まえた情報の収集・整理、研究とその交流を進め、市町村にとって必要な組織として成長してきた。同時に市町村会議は、日本とアジア、世界の中でもその存在感を示しつつある。

その 25 周年に当たって、また特に国連 ESD の 10 年に関する国際会議が開かれる名古屋市で市町村会議が開かれることを意識して、生物多様性条約や ESD の枠組みや取組みを視野に入れ、ラムサール条約の精神を様々な取組みに浸透させることが、求められている。

それによって、各市町村での取組が、さらに多様な主体や世代によるものとなり、より広い協働が進むと考えられるからである。そしてそれは、ラムサール条約の精神を各市町村で具体化することに通じると、考えられる。

4 プログラム：

1) 開会あいさつ

竹市俊之 名古屋市環境局環境企画部長

2) 来賓あいさつ

池田善一さん 環境省中部地方環境事務所長

3) 趣旨及び進行

千頭 聡さん 日本福祉大学国際福祉開発学部教授・
藤前干潟協議会運営委員長

4) 基調講演

「ESD（持続可能な開発のための教育）と『地域活性化に向けた協働取組』」
佐藤真久さん 東京都市大学環境情報学部 准教授

5) 基調報告

基調報告1 「環境教育等促進法における協働取組の推進」

井桁正昭さん 環境省総合環境政策局民間活動支援室 室長補佐

基調報告2 「ラムサール条約におけるワイズユースとCEPA」

辻田香織さん 環境省自然環境局野生生物課 湿地保全専門官

6) 事例報告

事例報告1 習志野市の事例

「子ども、若者、大人の活動とその連携～谷津干潟における人づくり」

芝原達也さん 習志野市谷津干潟自然観察センター

事例報告2 名古屋市の事例

「藤前干潟における人づくりとKODOMOラムサール」

戸苅辰弥さん NPO 法人藤前干潟を守る会

休憩 10:40～10:50（10分）

（質問・コメント用紙回収）

7) ディスカッション

8) まとめのコメント

9) 閉会あいさつ

岡田信一さん 大崎市産業経済部産業政策課 課長補佐

Ⅱ. シンポジウム

1. あいさつ

1) 開会あいさつ

川原田真弓（司会）：皆様、おはようございます。ただいまより『ラムサール条約登録湿地における協働取組とそれを通じた人づくり～湿地を活用した持続可能な地域づくりを目指して～』をテーマといたしまして、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議、第6回学習・交流会を開催いたします。

私、本日司会を担当させていただきます名古屋市環境局環境企画部主幹の川原田でございます。昨日に引き続き、よろしくお願いたします。

開催にあたり主催者を代表いたしまして、名古屋市環境局環境企画部長竹市よりご挨拶を申し上げるところですが、申し訳ございませんが、急な公務により本日は出席ができませんので、代読させていただきます。「今回の学習・交流会の成果を皆様方の湿地に持ち帰り、今後の湿地保全活動のさらなる推進につなげていただければ幸いです。」大変申し訳ございませんが、ごあいさつに替えさせていただきます。

続きまして、本日は来賓の方をお迎えしております。環境省中部地方環境事務所長、池田善一様に、大変お忙しい中ご臨席をいただいております。ごあいさつを頂戴したいと思いますので、よろしくお願いたします。

2) 来賓あいさつ 環境省中部地方環境事務所長 池田善一

ただいまご紹介をいただきました名古屋に事務所がございます、環境省中部地方環境事務所で所長をしております池田と申します。よろしくお願いたします。

本日は「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」にお招きいただきまして、大変ありがとうございます。この会議は今年が25周年と聞いております。大変長い間この会議のために力を尽くされた方々に感謝を申し上げたいと思います。また、日頃、環境省にご協力をいただいておりますことに、重ねて感謝を申し上げたいと思います。



韓国で「生物多様性条約」の COP12～「愛知目標」のほとんどの目標年は 2020 年

先週、韓国で「生物多様性条約」の 12 回目の会議、COP12 が開催されたところです。4 年前に愛知県名古屋市で開かれた COP10 で定められた愛知ターゲット、「愛知目標」のほとんどの目標年は 2020 年になっていて、中間レビューが主要な議題のひとつと聞いております。報道等で聞くところによりますと、ほとんどの目標達成のためには施策が非常に不十分であるため、緊急で効果的な行動が必要であると確認されたとのことでした。

「愛知目標」の中には、海域の 10 パーセントを保護区にするという目標もございます。ラムサールに登録されている湿地は、その目標に向けて非常に大きな貢献ができるのではないかと、皆様方の今後の活躍に期待をしております。

『持続可能な開発のための教育 (ESD)』に関するユネスコの世界大会～名古屋

また、名古屋では間もなく『持続可能な開発のための教育 (ESD)』に関するユネスコの世界大会が開催されることになっております。今回のこの学習・交流会のテーマは ESD にちなみ、「協働取組と人づくり」とお聞きしております。

千頭先生のコーディネートの下、これから東京都市大学の佐藤先生の基調講演、そして基調報告、事例報告、ディスカッションなどがあるとお聞きしております。参加されている皆様方にとって大きな成果が得られますこと、またラムサールサイトの拡大・充実により「愛知目標」の達成につながることを大いに期待しております。皆様方のますますのご活躍を期待しております。

最後に、今回の「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」の幹事を務められた名古屋市、日本国際湿地連合、そしてご参加の皆様方の多大なご尽力に改めて感謝を申し上げますとともに、日本各地のラムサール条約登録湿地におけるワイズユースの取組がますます進むことをご期待、祈念いたしまして、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。本日はおめでとうございます。(拍手)

川原田：池田様、どうもありがとうございました。それでは学習会に入らせていただきたいと思っております。ここからの進行は、日本福祉大学国際福祉開発学部教授で、藤前干潟協議会運営委員長でいらっしゃる千頭聡様をお願いしたいと思います。千頭先生、どうぞよろしく願いいたします。

2. 趣旨及び進行

日本福祉大学国際福祉開発学部教授
藤前干潟協議会運営委員長 千頭 聡

皆さん、おはようございます。昨日、私は参加できませんでしたが、有意義な一日でしたか。さっそくですが、よろしく願いいたします。今日は佐藤先生をはじめ、皆様方からいろいろなお話をいただけるのを、私も含めてですが、すごく楽しみにされていらっしゃると思っております。

「協働取組」～「協働」という言葉が「環境活動推進法」で初めて法律用語に



今回名古屋市で開かれるにあたって、キーワードがいくつかあると思います。例えば「協働取組」という言葉です。「協働」という言葉は現場でよく耳にしていらっしゃると思いますが、くしくも「協働」という言葉が、前の「環境活動推進法」の 21 条で初めて法律用語として認められました。そういう意味では、皆様方が活躍している現場でこそ「協働」が必要なのだと思います。

ただ、これも皆さん痛感されていると思いますが、「協働」は簡単ではないですよ。協力して働くというのは口で言うほど簡単ではありません。お手元に質問・アンケート用紙が 3 種類入っております。「質問・コメント用紙」には星印が 4 つあります。一番上「ラムサール条約湿地における協働取組とそれを通じた人づくり」が今回のテーマです。2 つ目は「協働取組を通じた、持ち寄りを持ち帰り」です。協働は必ずしも皆が同じように一斉に動くわけではないと思いますので、立場の違う方が協働の現場に何を持ち寄って、取組を通じて何を自分たちの団体なり立場に持ち帰れるのか、その辺りが議論できればと思っております。

人づくり～「100 人の 1 歩と 10 人の 10 歩」

次に、一番上に「人づくり」とあります。3 つ目に「100 人の 1 歩と 10 人の 10 歩」と書きました。干潟のガイドができるリーダーを育てる、ここで言えば 10 歩先へ進む 10 人だろうと思います。同時に、たくさんの方に干潟や湿地に来ていただいて関心を持っていただく。これを 1 歩前へ進む 100 人に例えています。ですからリーダー、中心となる方を育てることと、いろいろな方に湿地・干潟等に関心を持っていただくという両面の戦略が、議論から見えたらと思います。

最後は、「持続可能な地域づくり」ということで、まさに所長のごあいさつにもあったように 11 月には ESD の世界会議があります。ESD という言葉をどういうふうに引き寄せて話すかというのは、いろいろ違うと思うのです。でも、最終的には主体的に動ける人づくりだと思いますので、人を育てるという意味で「カギ・仕掛け」と書きましたが、いいアイデアがないかと、その辺りを議論できればと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

では、基調講演として、東京都市大学の佐藤先生からすごく大事なお話をいただけたと思います。よろしくお願いたします。

3. 基調講演

「ESD(持続可能な開発のための教育)と『地域活性化に向けた協同取組』」 東京都市大学環境情報学部 准教授 佐藤真久

皆様、おはようございます。私は東京都市大学の教員をしております佐藤真久と申します。今から 9 時 40 分までお時間を頂ければと思います。まず、お手元の資料を確認させていただきます。

私は、大学時代は水圏の生態学の研究をしていました。そのあとはイギリスに留学して学位を取得しました。環境省所管の地球環境戦略研究機関(IGES)や、UNESCO に関連する仕事を通して、アジア太平洋地域における、環境と教育と国際協力に関連する仕事をしてきました、アジア太平洋地域の ESD 関連プログラムの立ち上げに関わってきました。現在は JICA の青年海外協力隊の環境教育の仕事、内閣府の ESD 円卓会議の委員でもあります。近年では、環境省の協働取組関連事業の委員長をしております。

お手元にアンケートがございます。後ほどお話しますが、「協働取組」として、皆さんの取組の情報を共有したいと思い用意しました。時間のある限りお答えいただき、無理であれば持ち帰っていただいて、後ほど担当者にお送りいただければと思います。

資料の説明～8枚のスライドを中心に

資料はパワーポイントがあります。非常に枚数が多いですが、その中から 8 枚のスライドを中心にお話をしたいと思います。ページ番号は後ほどお知らせいたします。要旨は中に入っておりますので、それも見ていただければと思います。配布資料の中で、全国の人づくり、子どもを中心とした取組のレビューがあります。エクセルの表があるかと思いますが、各ラムサール条約湿地が全国の子ども、人づくりにどう関わっているのかを、ラムサールセンターが実施している KODOMO ラムサールの取組に基づきレビューをしたものです。今後の議論の中で活用できればと思い、ご用意しました。

講演を始める前に、パワーポイントの中の 8 枚だけ、丸をしていただければと思います。まず、ページ 6、7、8 に丸をしてください。あとのものは全て参考として、基本的には 8 枚を主として取扱います。次は 11、「強い持続可能性」という持続可能性の新しい方向性を示すスライドです。次が 14、「協働取組」です。環境省の担当官から詳細について説明がありますが、イメージとしてこのスライドをご理解いただければと思います。次は 21 ページ、「人」と「組織」と「市民」という掛け算のスライドです。続いて 25、CEPA のラムサール条約との関係性、生物多様性との関係性、そして 2012 年にあった CBD-COP10 の中で CEPA の指摘、ESD の議論との関係性の中で新しいメッセージとしての CEPA が書いてあります。これについても後ほど議論ができればと思います。最後は 36 ページ、



「ラムサール条約登録湿地関係市町村への期待と提案」です。今回の協働取組事業において、環境教育と ESD の視点に基づき私なりに整理をした次第です。

これらの 8 枚を主として使い、あとはそれを補足する資料ですので、丸のときにはそこについてしっかりと掘り下げていただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

歴史的に大きな進展をしてきた環境教育

タイトルの「持続可能な開発のための教育（ESD）と地域活性化にむけた協働取組」ですが、私自身、環境教育の様々な取組に深く関わってきました。環境教育自体が歴史的に大きな進展をしてきております。本発表では、環境教育の歴史的進展、その延長に見られる「協働」について、話を展開していきたいと思っております。

環境教育のテーマが自然と科学に基づく環境の視点から、多くの領域に展開～1970 年代

1970 年代以降、環境教育の取り扱うテーマが自然と科学に基づく環境の視点から多くの領域に展開していったものが見られます。特に 1992 年のリオ会議（WSSD）では EPD と書いてありますが、この英語のタイトル「環境」「人口」「開発」という言葉で、従来の環境だけではない人口と開発が、環境と同等に取り扱うべきテーマとして、環境教育に位置づけられます。1980 年代後半にある「持続可能な開発」の概念がこれに影響を及ぼしていることも分かるかと思っております。

「人と人との関係性」が環境を悪くするという発想（構造的暴力）～1990 年代

1990 年代後半になりますと、そこに「社会」「経済」という、企業の中でボトムラインと呼ばれているような、社会と経済との関係性の中で環境が取り扱われるようになります。環境教育の取り扱うテーマが拡大してきたというのを、まず押さえていただければと思います。1990 年代後半に、ものの見方に大きな変化がありました。従来は、環境問題は人間がもたらしたからこそ、人間がしっかり管理していかなければいけないという発想が強かったわけです。つまり、環境問題は人間がもたらしているという考え方です。当たり前じゃないかということになるわけですが、1990 年代後半に、環境破壊は人間がもたらしているものだけではなく、「人と人との関係性」が環境を悪くするという発想が出てきました。

具体的には、先進国と途上国の問題、都市と農村の問題です。例えば、インドネシアの木材を購入することによって、インドネシアのカリマンタン島のオランウータンがいなくなってしまう。経済の力によって人（先進国）と人（途上国）との関係性が環境を破壊していくという発想が、1990 年代後半から出てくるわけです。人がただ関与するという発想ではなく、「人と人との関係性」そのものを配慮していかないと環境問題が解決できない時代になっているということです。環境教育の中で対話・参加という言葉が出てくる背景には、このように人が 1 人でできるものではなく、「人と人との関係性」に配慮した視点が重要であることが、1990 年代以降クローズアップされてきたわけです。

環境教育のアプローチの多様化～知識伝達型、体験型、行動・参加型

環境教育に関しても、こんな言葉が使われています。「環境のなかでの教育」「環境のための教育」「環境についての教育」。知識伝達型アプローチとしての「環境についての教育」、

フィールドにおける体験型を重視した「環境の中での教育」、行動・参加型を重視した「環境のための教育」など、様々な環境教育のアプローチも出てきています。つまり、先ほどのテーマの拡大でありつつも環境教育のアプローチが非常に多様化していつているのが、1990年代以降に見られる取組です。従来の知識伝達型を超え、体験型そして行動・参加型も増えてきたのが、ひとつの特徴としてあるかと思えます。

参画・対話・協働という視点が重要視されてきた環境教育

8枚目の1枚目です。「ABOUT」「IN」「FOR」という言葉がありますが、これらはオーストラリアのレポートによるものです。世界的な動向として、従来の知識を重視した環境教育（ABOUT）から、体験を重視した環境教育（IN）、行動を重視した環境教育（FOR）、などの取組が見られています。当然それらも継続されているわけですが、最近注目されているのは「持続可能性」のための環境教育です。参画・対話・協働の中で環境教育をやっいていこうというものです。従来の机に座って知識を獲得する座学ではなく、「行動に基づくアプローチ」が注目されてきています。ただ、「行動に基づくアプローチ」といっても、従来の行動、例えば電気を消すとか、ごみを分別するという個人的な行動だけではなくて、みんなで一緒に汗をかきながら、その中でわれわれの求める社会づくりを一緒にやってみましょうという参画・対話・協働という視点が、環境教育の中で重要視されてきています。

そのような中で、2枚目の重要なスライドですが、グローバルな時代の基本問題として2つがあると思えます。ひとつが生物多様性条約、ラムサール条約に深く関わっている「地球環境問題」です。

「グローバルな時代における双子の基本問題」～地球環境問題と貧困・社会的排除問題

もうひとつの基本問題は、「貧困・社会的排除問題」です。「自分だけ良ければいいという発想」です。そこにはマジョリティとマイノリティの関係性、都市と農村の関係性、先進国と途上国の関係性があります。自分の国だけ、自分の地域だけ、自分の家族だけ、自分の知っている人たちだけ良ければいいという発想になってしまうというものが出てくるわけです。このようなものが実は地球環境問題にも大きく影響を及ぼしていることは、皆さんも現場の中で見られているでしょう。環境が悪い背景には、人と人との関係性、エゴイスティックな考え方そのものが環境問題にも大きく影響しているということが、ここで一番わかるかと思えます。

「グローバルな時代における双子の基本問題」と私は述べておりますが、それは、地球環境問題と、貧困・社会的排除問題です。今まで環境問題には、自然科学が中心にかかわり、貧困・社会的排除問題には、社会科学が中心にかかわってきました。しかしながら、自然科学と社会科学に関わる関係者が、グローバルな問題に対して、十分にコミュニケーションを取ってきていないという現実があります。グローバルな社会の中での縦割り（自然科学と社会科学）の影響が、この2つの基本的問題を分けてきたという深刻な問題があるわけです。

地球環境問題と貧困・社会的排除問題を同時に解決することが重要

1990年代以降、世界のグローバル化が進む中で、この2つの問題を同時に解決していくという問題提起が多くの場所でされています。具体的には、「国連グローバル・コンパクト」や、1990年代以降出てきた「地球憲章」です。「国連グローバル・コンパクト」や「地球憲章」では、地球環境問題と労働・貧困、そして社会的排除問題を同時に扱っているというメッセージが既に見られています。「地球憲章」や「国連グローバル・コンパクト」を通して見てみても、「グローバルな時代における双子の基本問題」を、別々で対応するものではなく、同時に解決していく見方が今後、重要とされていることがわかっていきます。

国連ESDの10年の2つのルーツ～持続可能な開発と教育

今年11月、ユネスコのESD世界会議が、ここ名古屋で開催されます。この世界会議の中で2015年の締めくくり会合が行われるわけですが、私自身もこの立ち上げから深く関わってきた中で、ひとつ押さえるべき点があります。この国連ESDの10年は、実は2つのルーツに基づいています。ひとつは1972年からの「ストックホルム会議」、1992年の「リオ会議」、その後の「環境と開発に関する会議」という流れです。まさに持続可能な開発と教育というテーマがあったわけです。一貫して持続可能な開発と教育という中で議論がされてきた流れがあったわけです。

国連ESDの10年の2つのルーツ～質ある基礎教育

もうひとつの流れは、1948年の国連の「世界人権宣言」、その後の「子どもの権利条約」といった、「子どもの権利」と「教育の質」という議論がありました。ここに関しても、例えば『万人のための教育』（ジョムティエンの宣言）という教育の中で議論されてきたものがありました。質ある基礎教育、そして持続可能な開発と教育が合わさったものだということが、ESDの国際実施計画（2005年）に書かれています。

開発・環境・教育の質という3点の問題が絡み合ったESD～「知の獲得・連結」へ

われわれはESDを環境教育と捉えがちですが、ESDには、地球環境問題だけでなく、開発問題（貧困・社会的排除問題）も深く関係し、また、「教育の質」の面も深く関係しています。開発・環境・教育の質という3点の問題が絡み合ったものが、ESDの特徴として見られると思います。

ESDは、従来の教育観とはいろいろな面で大きく異なります。従来の個人を対象としたものだけではなく、より社会へのつながりを意識し、社会的課題の解決に向けて、みんなで知を構築していくという視点もあります。「知の獲得・連結」に丸をしてください。新しいものを皆さんで構築していくという考え方です。そう考えますと、誰かがいつも教えているというのではなく、共に行動しながら学び合うというところにESDの特徴が見られます。

社会・経済を環境的側面に内包する考え方、生産と消費のサイクルを

「強い持続可能性」とするニュージーランド

ニュージーランドのESD施策に関する2つのスライドがあります。2009年にニュージーランド政府は、「強い持続可能性」を発表しました。ニュージーランドは、国の施策として、「環境・経済・社会のバランスは重要だけれども、やはり経済も社会も環境あつてのこと」という内包的なアプローチを提案しています。環境・経済・社会のバランスを重視するものではなく、経済・社会を支える環境の保全が重要であるという考え方です。さらには、限られた自然環境における生産と消費のバランスの重要性を指摘し、「強い持続可能性」を支えるものであると述べています。11枚目のスライドです。ニュージーランドは、「弱い持続可能性」から「強い持続可能性」にシフトする必要性を述べており、一点目として、前述のとおり「生態系中心」を掲げています。

人に対するリスペクト、貢献に対するリスペクトを持続可能性の軸に

さらに、「強い持続可能性」を支える要素として、「関係性」「再構築」「フィードバック」「鼓舞」「賞賛」を挙げています。これらは、「弱い持続可能性」で列記されている、従来の環境管理に基づく取組ではなく、環境問題や社会問題に対して活動する人たちに対して、その活動を支え、活かす点に特徴が見られます。経験に基づく学びのサイクル、組織のマネジメント・サイクルを回していきながら、関係する人に対して「頑張っていこうよ」と鼓舞し、そして「頑張ったね」と賞賛していくという、人に対するリスペクト、貢献に対するリスペクトを持続可能性の軸にしていこうということです。

2011年の「環境教育等促進法」に初めて「協働」という言葉が入る

このような状況の中で、日本においても2011年に「環境教育等促進法」(改正法)ができました。先ほど先生からご紹介がありましたが、日本の法律で初めて「協働」という言葉が入りました。そもそもこの「協働」という言葉は、世界的に見ても1990年代頃から始まったもので、非常に新しい概念です。「協働」という言葉が日本の法律の中に入るということは、非常に先進的な第一線のものを「環境教育等促進法」を通して提案しているという状況です。

「協働」することで大人も学び、ともに行動することが求められてきている

ここでひとつポイントになるのが、8枚の中の1枚にある表です。従来、環境保全活動をしていこう、環境をよくして持続可能な社会をつくろうと言うときに、環境教育に大きな期待がありました。環境教育を通して、環境保全活動を活性化させ、持続可能な社会に資するというアプローチです。しかしながら、この環境教育等促進法で述べられていることは、環境教育を推進することだけが、環境保全活動を活性化させ、持続可能な社会をつくることではないということです。

ここで、協働取組の重要性がでてくるわけです。大人から子どもへ何かを「教える」「教わる」の関係だけを超え、一緒に汗をかきながら、いろいろな課題にぶち当たり、いろいろな行政の垣根を越えながら一緒にやっっていこう、公平性を尊重しながら地域で一緒に汗を流すことによって、環境を保全していこうというアプローチです。従来の環境教育のス

タンスから少し異なることがわかると思います。協働することによって大人も学び、行動することが求められてきているのです。先ほど、先生からもご紹介があった「協働」。異なる主体が目的に合わせて、お互いに力とか機会を生かしながら主体的に取り組んでいくという取組です。1 足す 1 を 3 にする相乗効果を生み出す取組として、注目されています。

共有されたビジョンのもとで、異なる強み・機会を活かすことが「協働」

今回の会議には、環境省野生生物課や環境教育推進室の方もいらっしやっています。このような CEPA のプログラムに関係部課署が同席することに、これからの可能性を感じています。異なる主体、それは外の人たちだけではなく、同じ組織の中においても行政区分を越えたつながりが求められています。

そういう状況の中で、このように社会が変わってきていること、この「横浜コード」では対等性や自立性などということもあります。従来、誰かがお金を出して誰かがそれを受託して行うという発想ではなく、「対等」という言葉が出てきます。役割分担をしていくことによって対等性が保たれます。自主性を担保する対等性。おのおのの強み・機会を活かしながらの役割分担も、「協働」の特徴として挙げられると思います。

「協働」という言葉を丁寧に取り扱うことで、様々な「協働」が見えてくる

「協働」と言っても、私自身が調べたところでも 10 ぐらいのアプローチがあります。わかりやすいのは、「共催」「後援」です。実はいろいろなことをやっているのです。その他にも「指定管理者制度」「補助・助成」「実行委員会」があります。戦略的に手をつないでいく「戦略協働」や、地域の公共的な課題に対して協働をしようという「政策協働」という言葉も出てきています。「協働」という言葉そのものも、その特徴を整理することによって、様々な「協働」のスタイルが見えてくると思います。

異なる主体が手を組む「協働」～「タテの協働」と「ヨコの協働」

先ほど異質性の協働という話をしましたが、キョウドウには、「協同」と「協働」があります。同質性の関係性を重視した「協同」の例としては、協同組合が挙げられます。異質性の関係性を重視し、共通するビジョンに向けて共に汗を流す「協働」には、当然利害関係があります。もしかしたら仲よくないかもしれない、様々な行政の縦割りの弊害があるかもしれないわけです。そういう状況であったとしても、よりよい地域づくりに向けて異なる主体が手を組む「協働」が、今求められています。環境教育等促進法に「協同」ではなく「協働」として記載がなされていることも、異質性を重視した「協働」の重要性を読むことができます。

「協働」を理解する際に、「タテの協働」と「ヨコの協働」の見方も重要です。従来予算のもの、行政区分、管轄官庁、いろいろな形での「タテの協働」も、非常に重要な役割を担っています。その一方で、地域づくりでは行政区分や管轄を超えた「ヨコの協働」もいろいろ行われていますが、「ヨコの協働」と「タテの協働」がつながる機会がありません。「地域ではみんな一緒にやっているけれども、行政とはつながっていない」と言う NGO の人たちもいます。「ヨコの協働」と「タテの協働」をどういうふうにつなげ、相乗効果を挙げていくか、検討をしていく必要があります。

「協働」の背景にある 3 つの重要な能力～「個人能力」「組織能力」「市民能力」

「協働」は、私も経験を通してつくづく感じていますが、そんなに簡単ではないということです。「協働」を支える背景には 3 つの能力が重要なのです。「協働」に取り組む際には、もちろん「個人能力」も重要でありながら、組織マネジメントや組織間コミュニケーションを支える「組織能力」、地域課題に向き合い、地域のビジョン構築と関係主体の合意形成を目的とした「市民能力」が必要不可欠です。「個人能力」と「組織能力」と「市民能力」の掛け算として「協働」があるだけに、大変労力がかかる取組であるわけですが、言い換えれば、個々の能力の掛け算が「協働」の結果であるわけです。

このように、「協働」を進めることは、この 3 つの能力を同時に上げることができるだけの可能性と潜在性を持っていることが、おわかりになるのではないのでしょうか。この 3 つの能力の向上を意識しながら「協働」に関わることによって、人が個人としても成長をしながら、組織としても成長し、地域づくりを促す市民としても能力を向上させていくということに、「協働」に対する期待があるわけです。

ラムサールの中での CEPA の位置づけ、生物多様性条約の CEPA の位置づけ

では、ラムサール条約・生物多様性条約と ESD の関連性のお話をしたいと思います。ラムサール条約、生物多様性条約に関しては環境省の発表の資料もありますので、ここでは割愛いたしますが、ラムサール条約の中においても、生物多様性条約の中においても CEPA が位置づけられています。

2012 年に開催された名古屋での CBD-COP10 では、UNESCO と国連大学が CEPA と ESD を関連づけた公式サイドイベントを開催しています。例えば、「生物多様性条約市民ネットワーク」は、従来の CEPA の意味づけに ESD の視点を盛り込んだ概念を提示しています。すなわち、(1) C : 人と人との関係性に配慮したコミュニケーション (Communication) の C、(2) E : Empowerment (エンパワーメント)。みんながやる気になるよう、みんなが主体的に参加できるような場づくりをしていこうという E。(3) P : 市民参加と政策手段。(Public Participation & Policy Instrument)。政策的にサポートしながら市民参加を促していくという P の視点。(4) A : A を Awareness ではなくて Action にしていく。ESD の文脈において強調されている行動型、協働型の視点が、この CEPA の概念の中に盛り込まれていることが、おわかりになると思います。CEPA が、生物多様性条約・ラムサール条約の中でも解釈が変化していったのは皆さんもご存じかと思いますが、CEPA 自身にも ESD の視点を盛り込むことによって、より ESD との接点が強くなると思います。

環境省協働取組事業の教訓～「知床半島ウトロ海域のケイマフリ保護」と

「白鳥保護を通じた生命地域保全」

実際問題として、生物多様性条約、ラムサール条約、環境教育等促進法、地方自治法などの法的な枠組みとの関係性を整理しておりますので、今後ご活用いただければと思います。これは日本国際湿地保全連合さんの発表資料をいただいて、私が作成しました。ご協力いただき、ありがとうございます。

環境省協働取組事業にはいろいろな教訓があります。このあとの環境省からの発表にも

あるので論点は省略しますが、例えばウトロ海域のケイマフリ保護活動。知床半島ウトロ海域のケイマフリ保護活動など、生物学的に象徴的な生き物の保護を中心の活動にし、関係主体が連携しながら地域の活性化を行う。初めはお互いにいがみ合っていた現実がありましたが、ひとつのシンボルを生かすことによる地域づくりとして、連携・協働が進められています。そして、新潟の五頭自然学校による白鳥保護を通じた生命地域保全。渡り鳥たちが移動していくルートに区分は関係ないわけで、行政区分を横断した新潟市・阿賀野市の連携による「協働取組」は、非常に評価できる取組だと思います。

「KODOMO ラムサール」の取組～「宝物探し」

今年度は、ラムサールセンターによる「KODOMO ラムサール」の取組も、環境省協働取組事業に採択されています。このスライドは滋賀県草津市で行われたプログラムです。いわゆる知識獲得や体験型を越えて、地域的文脈を実践により関連づけていく。例えば、地域の淡水真珠の再生の話を地域の漁業者から話を聞くとか、地域で問題となっている外来種問題とも関連づけていくように、環境と社会と経済を関連づけていく。プログラムに参加する大人達も多く参加し、子どもと大人が共に学び合っていく、そんな場作りをしつつ、「宝物探し」をしていくという素晴らしい取組があります。

子ども・ユースを中心にすることで、協働取組に様々な展開をもたらす可能性

いままでの、環境教育の歴史的進展、環境省協働取組事業からの教訓を受け、今回のラムサール条約登録湿地関係市町村会議への期待と提案について話をしたいと思います。最後のスライドです。お手元に子どものマップがあると思いますが、「協働」を進めていくうえでひとつの推進役として、子どもが果たす重要な役割があると思います。子ども・ユースの役割をこの市町村会議として十分認識をしていただきたいというのがひとつです。

子ども・ユースは次世代の象徴であるわけです。子ども・ユースを、地域の未来ビジョンと関連づけることによって、関係する市町村が力を合わせ、多様な関係主体が関わり、ともに汗をかく。子ども・ユースを中心にすることによって、協働取組に様々な展開をもたらす可能性があると思います。

子ども・ユースの交流・経験～地域レベル・全国レベルでのサポートを

二点目は子ども・ユースの交流・経験です。地域レベルはありますが、全国レベルでもこれをサポートするものが、この市町村会議ではないでしょうか。子どもがいろいろなところに移動する中でそれを受け入れ、プログラムを支援し、自分の登録湿地に戻っていくという仕組みも、この市町村会議としてぜひご検討いただければと思います。

優良実践事例の共有と知見蓄積

三点目は、優良実践事例の共有と知見蓄積です。様々な事例をウェブ等で発信しつつ行うことが重要ではないでしょうか。それに当たっては、市町村会議として持っている強み・機会・弱み・脅威といった、いわゆる経営的な分析をする SWOT 分析がありますが、自分たちが持っている強みと機会は何だろうと、ワークショップをやりながら議論を重ねるのがいいかと思います。ネットワークならではの強み・機会を今後どのように最大限生かし

ていくのか、ぜひご検討いただきたいと思います。

全国・国際レベルの優良 CEPA プログラムの積極的活用

次に、全国・国際レベルの優良 CEPA プログラムの積極的活用です。今回はラムサールセンターの「KODOMO ラムサール」を一部紹介させていただきましたが、優良な、特に自治体を越えたプログラムが行われています。しかしながら、そのプログラムが十分に認識・活用されていません。

エクセルの表をご覧くださいくと、活用しているところは最大限活用しており、リピーターも多く、子どももたくさん来ます。その一方で、活用していないところはいつまでたっても交流が生まれず、生まれなければ自分たちの活動も理解されないという悪循環になります。このような優良 CEPA プログラムを最大限に活用するのもいいのではないのでしょうか。市町村会議としてのひとつの取組についても提案させていただきました。

生命地域の政策協働、地域レベルの仕組みづくり、

世代間・世代内のコミュニケーション・共同実施の活性化

最後に、ラムサール条約湿地を有する市町村として、皆さんが戻られたときに考えていただきたい点をいくつかご提示します。ひとつは生命地域の政策協働です。言うのは簡単で、行うのは大変だと思います。生命地域、流域や山系など行政部門を越えたものに対してやっていくわけですから。部課署、自治体間連携圏を含んだ形での人・組織・市民づくりをぜひやっていただきたいと思います。自治体単位というよりも、関わる自治体を巻き込みながら、この生命地域の政策協働をやっていただきたいというのが私の提案です。二点目は、先ほども申し上げた地域レベルの仕組みづくりです。三点目は、世代間・世代内のコミュニケーション・共同実施の活性化です。本日の藤前干潟、ガタレンジャーのように、大人と子どもが学ぶ機会が非常に重要になってきます。世代間・世代内でのコミュニケーションを進めるようなプログラムの構築が重要かと思います。優良取組を全国が学んでもいいわけです。このような取組を最大限に活用していきましょう。地域の優良プログラム、谷津干潟、藤前干潟の取組などを積極的に活用していくことも、重要ではないでしょうか。

行政と市民をつなげる橋渡しの機能を持つ中間支援組織

そのような組織は中間支援組織という機能、行政と市民をつなげる橋渡しの機能を持っています。自然観察センター、NGO/NPO、自然学校、社会教育施設（公民館、博物館等）など、いろいろな形態の組織を最大限に活用することによって、いろいろな人たちのつながりを機能させていくことをぜひご検討いただければと思います。

中間支援組織の機能と役割に関しては、環境省で「協働取組」のひとつの取組として、全国のレビュー、国際的なレビューをやりながら研究・調査も進んでいます。実践と研究をつなげる意味でも動いていますので、また後日共有させていただきたいと思います。

行政手法の活用による CEPA 活動の充実

行政手法の活用による CEPA 活動の充実。従来は経済措置、法・規制的措置、条例の設置、そして補助金を出すというやり方がありました。行政手法は、決して、経済措置、法・規制措置だけではありません。例えば、宮城県大崎市のように担当部課を設置するとか、優良事例を行政がきちんと発信するのも非常に強力です。情報措置（市政だよりを通した広報活動や優良事例の位置づけ）もひとつの行政手法としてご活用いただければと思います。

公教育・社会教育との連携

公教育・社会教育との連携。ここには教育委員会も関わってきますが、異なる主体の「協働」ですから、チャレンジしながらどんどんつながっていく。参加型の市民調査、子ども・市民を巻き込んだ地域マップづくりなども、地域の可視化し、関係組織の連携を促すアプローチだと思っています。

中間支援組織の支援

中間支援組織の支援。中間支援組織を支援することによって、その組織もパワーアップしますし、つながりを拡大させることができます。そして、協議会の設置。やっているところも多いかと思いますが、協働するうえで、協働のプラットフォームを構築することが重要だと思っています。

アンケートは、パートナーシップオフィスに、あとでまたお送りしたいと思います。十分に書けない方はこの番号にお送りください。また何かあれば名刺等を配ることができしますので、よろしく願いいたします。これで講演を終わります。ありがとうございました。（拍手）

千頭：佐藤先生、どうもありがとうございました。ご質問等はあとで書いていただくか、あるいは後半のパネルディスカッションの中で質問していただきます。

続きまして、環境省の井桁様から『環境教育等促進法における協働取組の推進』についてお話しさせていただきます。よろしく願いいたします。

4. 基調報告

1) 基調報告 1 「環境教育等促進法における協働取組の推進」 環境省総合環境政策局民間活動支援室 室長補佐 井桁正昭

皆さん、おはようございます。環境省の民間活動支援室の室長補佐をしております井桁と申します。実は環境教育推進室も併任しておりますので、今日はその立場でご説明をさせていただきます。

本来なら民間活動支援室長もしくは環境教育推進室長がお話するところで、私のような者がお話しするのは大変僭越でございます。こういうことには不慣れなので、お聞き苦しい

点などがあるかもしれませんが、つい硬い話が多くなってしまうので、できるだけかみ砕いてお話ししたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

環境教育等による環境保全の取組の促進



「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の経緯については、先ほど佐藤先生からお話がありましたが、平成 15 年 7 月に前身である「推進法」が議員立法によって成立しています。その翌年、旧法に基づく「基本方針」ができました。平成 23 年に現在の「促進法」ができ、翌年に「基本方針」ができたという流れです。

「基本理念」には、先ほどから出ている「協働取組」という言葉が具体的に明記されています。「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育は、持続可能な社会の構築のために、多様な主体が適切な役割を果たし、対等な立場において相互に協力して行われるものである」ということです。ただし、後半の部分は「協働取組」となっています。

「協働取組」の部分について、「国民・民間団体等における取組」と記載しておりますが、特にカッコ書きのところです。これは「促進法」の 2 条第 4 項ですが「国民、民間団体等、国又は地方公共団体がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する取組」を、「協働取組」と定義しています。

地方公共団体における取組～行動計画の作成を努力義務に

地方公共団体における取組は、行動計画の作成を努力義務という形で置いています。具体的な政策については、先ほどの佐藤先生の説明でありましたけれども、情報提供や、協働取組を行う協定という制度を作っています。あとは政策の形成における民意の反映ということで、政策提言を積極的に行うこと。そして、国、地方公共団体による環境保全活動等の拠点機能の整備です。拠点の整備については後ほどご説明しますが、そういうものをやっていきましょと書かれています。

行政の立場から、「促進法」がどういう形で動いているのかを図にしました。行政の動き、環境行政への民間団体の参画、政策形成への民意の反映や拠点の整備、協定制度の導入、公共サービスの参入機会の拡大などを行政側として民間に対して行っています。

一方、行政として「財政上の措置等」とあります。補助金の計画も当然あるとは思いますが、なかなか現実としては難しいものです。そのような措置を努力しなさいということです。行政側としても積極的な行動をしなさいということです。

民間の自立性への配慮と環境教育の充実

われわれとして一番考えるのは、民間の自立性への配慮です。特にこういう業務や活動をするときには、どうしても行政に頼る傾向が強いので、行政としても支援をしなくては

いけないと思いますが、特に民間の自主・自立を促すためにやっていかななくてはいけない、そのための配慮をしなければならないと思っています。

そういう活動の中での「環境教育の充実」が必要なのです。家庭・学校・職場・地域、それぞれにおいて質の高い環境教育の実施ということで、環境教育の施設の整備、例えば認定事業、新たな教材の開発など、いろいろな形の支援、体験の機会の場の認定などがあります。これらが法律に書いてあるのですが、そういう形でやっていくことで、環境保全活動の促進になるのではないかとということで推移しております。

もうひとつ、法律のほかに「基本方針」があります。私も役所の人間で、法律に携わった仕事をしておりまして、なかなかわかりにくい。「促進法」はつかみどころがないところについて、「基本方針」は、かみ砕いて書いてあります。プロット自体はわかりやすい言葉で、「促進法」を理解したい、より深めたいということであれば、「基本方針」をお読みいただくと、「ああ、こういうことを言っているんだ」とわかります。

「基本方針」の取組の方向

続いて「基本方針」を紹介させていただきます。先ほどの法律では掲げておりまして、そのあとに閣議決定だと思えますけれども、「基本方針」がその翌年に作られました。この中にもありますが、左下の「取組の方向」ということで、記載は3点、実際には4点ですが、そこが極めて重要です。

「基本方針」の取組の方向は、ひとつ目が「参加主体が対等な立場の役割により連携すること」、2つ目が「相互に理解し、信頼を醸成すること」、3つ目が「コーディネーター、ファシリテーター等を活用すること」、4つ目は、先ほどの「政策提言や情報の公開」ということです。それらが極めて重要だということが、基本方針に書かれております。基本方針、特に協働取組については、様々な場面でこれを説明させていただいております。

具体的な施策～環境保全活動、協働取組等の拠点機能の整備

法律の中の基本方針に同じようなことを書いていますが、具体的な施策ということで環境保全活動、協働取組等の拠点機能の整備があります。

では、その拠点機能の整備とは何をしているのか、図にしました。拠点については「環境教育等促進法」の第19条に基づいています。国は環境保全活動をするために、情報提供などの拠点機能の整備に努めなさいと書かれております。環境省として、全国で地方の拠点が8カ所ございまして、この法律ができる以前、先ほどの「地球サミット」を受けて、平成8年、東京・青山、国連大学に「地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）」を設置しています。そこは国連大学と環境省が共同運営して管理をしています。

今の「協働」という言葉は、以前は「パートナーシップ」と言われていました。パートナーシップということで、日本国と国連大学とで環境課題を解決しようと作られた組織です。それを受けて先ほどの「推進法」ができ、実際の「促進法」への動きになりまして今日に至っています。

「環境パートナーシップオフィス」の主な取組～情報提供、助言、交流

「推進法」において国内の整備ができるようになりまして、平成 16 年度から地域での支援拠点として「環境パートナーシップオフィス」を全国に展開しています。北海道は札幌、東北は仙台、東京は青山、中部は名古屋、近畿は大阪、中国は広島、四国は香川、九州は熊本と、それぞれで取組をしています。

主な取組として、「パートナーシップオフィス」は情報提供や、いろいろな方々からの環境保全活動等の相談を受けての助言、いろいろな主体間での交流の場を設けて議論の活発化を支援するという活動をしています。

法律には書かれていて、組織はあるのですが、なかなか浸透しないということがあります。また、今回の「促進法」に基づいて、拠点がいまひとつ明確になっていないことがあるので、昨年 4 月、国として「地球環境パートナーシッププラザ」と「地方環境パートナーシップオフィス」は拠点ですと訴えました。

そうした中で、説明会や交流会での活動を行っているところです。それぞれの地域はこちらでご紹介させていただきますが、先ほど言ったような形でやっております。ここに来られている自治体の方々にもいろいろな形でご活用いただければと思います。

地域活性化に向けた協働取組の加速化事業

さて、国の予算の話ですが、パートナーシップの関係の予算について、先ほどの地球環境パートナーシッププラザの運営等の考え方です。あとは「協働取組」の財政的な措置ということで、昨年度からは地域活性化に向けた協働取組の加速化事業を行っており、協働取組を実証してどういう形で活用できるかということは今、事業として行っています。

ここから「協働取組」のご説明です。昨年度に比べ今年度は予算が下がって加速していないのですが、背景としては「促進法」に基づいて「協働取組」の充実が必要だということで予算化をしています。いろいろなところで、様々な形の連携をして推進させましょうということで行っています。

事業計画としては、全国と地方でそれぞれ行っています。タイプ別に分かれていまして、その結果、いろいろなものを発信して、ノウハウをオープン化、マニュアルの作成をするということです。

事業の流れは、今日お見えになっている佐藤先生は今回の協働取組審査委員会の委員長をやっておられますけれども、第三者機関で審査をして、採択された事が様々な活動していくという形です。全体の公募数は、昨年度が 61 団体、今年度は 65 団体と、多くの方から応募を頂いています。公募された事業について、全国ではラムサールセンター、北海道では大沼のラムサールの関係も採択されています。

終わりに向けて ESD の関係を少しご紹介します。特に国際的な関係の話としては、国連大学に事業費として 1.6 億円を拠出して、ProSPER.Net、「アジア環境大学院ネットワーク」等を推進しています。RCE、ESD に関する地域の拠点ということで、協働して活動していくということです。説明はほんの一部ですが、このような感じで行っております。

最後に、今回の ESD に関するユネスコ世界会議は名古屋で開催されています。その前にはステークホルダー会合が岡山で実施されます。駆け足でお話しをしましたが、いろいろな形で「協働」や ESD はつながっていると思います。先ほどの「基本方針」をよくお

読みください。組織として取り組むことは難しいことですが、まず一人としてどう考え、こうした取組を描いていただけたらと思います。ありがとうございます。(拍手)

千頭：井桁様、どうもありがとうございました。続きまして、同じ環境省ですが野生生物課の辻田様。『ラムサール条約におけるワイズユースと CEPA』についてよろしくお願ひします。

2) 基調報告2 「ラムサール条約におけるワイズユースと CEPA」 環境省自然環境局野生生物課 湿地保全専門官 辻田香織

環境省の辻田と申します。本来であれば昨日から参加させていただきたかったのですが、業務が立て込んでおりまして、本日のみの参加となることをお許しください。

まず、自己紹介までこれまでにやってきた仕事をご紹介します。平成 19 年に環境省に入省しまして、8 年目になります。1 年目は東京の野生生物課、今と同じ係におりまして、当時からラムサール条約に少し携わっております。2 年目は北海道札幌にあります北海道地方環境事務所に配属になり、ラムサールの関係ではサロベツ原野の自然再生に携わりました。

3 年目、4 年目は長野の志賀高原にある 2 名体制の事務所に勤務しておりました。上信越高原国立公園は、2 つのブロックに分かれ、ひとつが西側、妙高山と戸隠山から成り、もうひとつが谷川連峰から浅間山まで、新潟、長野、群馬の 3 県の県境にまたがって存在する山塊で、当方はそのうち新潟と長野とほとんどの部分、面積にすると約 10 万ヘクタールほどを担当しておりました。たった 2 人の事務所で 10 万ヘクタールもの区域を管理することは実際には難しく、先ほどからの発表でも「協働」というキーワードが繰り返されておりますが、関係市町村、地元 NPO、土地所有者の方々などとまさしく協働して管理をしていました。

5 年目から 7 年目までの 3 年間は東京に戻り、「生物多様性」が冠につく 2 つの室を併任しまして、ここ名古屋の地で 4 年前に「愛知目標」とともに採択された「名古屋議定書」の締結に向けた作業に携わっていました。そして本年 4 月からラムサール条約を再び担当することになりました。

これは、これまで現地で勤務していた際に関わりのあった湿原の写真を並べたものです。志賀高原に勤めていたときは蓮池という池の真向かいに事務局がございまして、このような環境の中で 2 年間勤めていました。



環境条約の先駆けと言える 40 年以上の歴史を持つ「ラムサール条約」

「ラムサール条約」の正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」ですが、最近では水鳥だけではなく他の生物、魚類や底生生物、あるいは湿地という環境そのものにフォーカスを広げていっている印象を持っています。

1971 年に採択されて、40 年以上の歴史を持つ、環境条約としては先駆けと言える存在だと思います。1975 年に発効して、日本はその 5 年後の 1980 年に加入しました。締約国数は今や 168 にまで増えています。

事務局は国際 NGO である IUCN に

特徴としては、事務局が国際 NGO である IUCN にあることです。「生物多様性条約」の場合は国連環境計画の下に事務局があります。

ラムサール条約湿地数は 2,200 に近づきつつあります。日本は 46 湿地です。2012 年開催の COP11 で 9 つの湿地を新たに登録しており、そのときに登録した湿地の自治体の方も、今日はお見えになっているかと思います。来年の COP12 でも、いくつかの湿地を登録しようと考えておりまして、ただいまその登録作業を行っているところです。

ラムサール条約の目的・使命は、すべての湿地の保全とワイズユース

ラムサール条約の目的・使命は、すべての湿地の保全とワイズユースです。ワイズユースは日本語に訳すと「賢明な利用」と言われることが多いですが、「生物多様性条約」等で規定される「持続可能な利用」と同じ意味とされています。

また、保全とワイズユースを進めていくうえで欠かせない要素として、CEPA（情報交換・教育・参加・普及啓発）が位置づけられています。CEPA は Communication, Education, Participation and Awareness の頭文字を取って CEPA と言いますが、先ほどの佐藤先生の講演を聞いて、異なる CEPA の捉え方に大変興味を覚えました。

ラムサール条約の対象となる湿地は幅広く、天然か人工か、永続的か一時的か、水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水（かんすい）かを問わず、また、水深が 6 メートルを超えない海域も含む、とされています。これはラムサール条約の第 1 条に規定されています。一般の方が思い浮かべる湿地よりも幅広い湿地を対象にしていると思います。

ラムサール条約における湿地の定義を反映して、日本でも、様々湿原・河川・湖沼・海岸線・藻場・干潟・サンゴ礁・マングローブ・カルスト地形・水田といった様々なタイプの湿地を登録してきています。

ラムサールにおいて進んでいる対話が主体の協働

わが国のラムサールの実施体制は、本会にご参加の関係市町村、関係都道府県、NGO の方々、また、中央省庁として復興庁・環境省・外務省・文科省・水産省・農水省・国交省と、いろいろな主体がまさに協働しています。

また、「水田決議」の推進に向けて、月に約 1 回のペースで NGO・環境省・農水省・国交省がひとつのテーブルに着き率直な意見を交わしています。歴史の長さを反映してか、ラムサールにおける対話を主体とした協働は進んでいると感じています。

ワイズユースは先ほども申し上げたとおり、Sustainable Use と同義とされています。人の営みと生物多様性の維持、両方を両立させながら生態系の恩恵を持続して利用することを意味しています。

ワイズユースに関連する決議の中には「伝統的で持続可能な環境を維持し、この環境から得られた産物を評価すること」というような、価値を評価していくことが重要だというメッセージも出されています。

ワイズユースを推進する決議としての「水田決議」

先ほど触れた「水田決議」もワイズユースを推進する決議として位置づけられるものと思います。その内容は、水田は人の営みの場であるだけでなく、多様な生き物の生息地としても重要であることを再確認するものとなっています。また、調査や、生物多様性を高める農法の特定・実践などを奨励しています。この決議自体は 2008 年のラムサール条約の COP10 で、日本と韓国政府の 2 カ国間で提案し採択されたものです。こうした経緯から、日韓両国とも「水田決議」に熱心に取り組んでいます。

日本国内での湿原全体、干潟全体の経済的価値～試算結果は 1.5 兆円

先ほど少し価値評価にふれましたが、今年の春に環境省で日本国内の湿原と干潟全体の経済的価値を試算しております。結果としては、湿原が有する価値は 9,000 億円程度、干潟が有する価値は 6,000 億円程度、合計で 1.5 兆円となっております。こういったサービスがこの計算に織り込まれているかと言いますと、二酸化炭素の吸収、炭素の蓄積、水量調整、水質浄化、生息・生育環境の提供、レクリエーションや環境教育等のサービスが評価されています。

ワイズユースは各条約湿地で本当に熱心に取り組んでいただいている、世界にも胸を張って発信できる良い事例がたくさんございます。宍道湖における「ヤマトシジミ」の持続的な漁業、片野鴨池における「坂網」という伝統的な猟法による持続可能な水鳥の狩猟、「水田決議」を反映した取組である蕪栗沼周辺水田や宮島沼等いろいろな場所で行われている「ふゆみずたんぼ」、円山川下流域・周辺水田での地元の女性たちによるガイド、三方五湖の漁師による環境教育等が挙げられます。

条約の概念である保全、ワイズユース、CEPA の 3 つの要素の全てを含んだ取組もいくつか見られます。

環境省の「協働」に関する事業

環境省の「協働」に関する事業を少し紹介します。2 月 2 日は毎年「世界湿地の日」と定められており、環境省では、条約事務局が作成するいろいろな普及啓発ツールを、日本語に翻訳・配布したり、イベントを開催したりしています。また、ワイズユースを推進するためのワークショップ等の開催や「KODOMO ラムサール」の開催支援を行っています。

各国との協働については、アジア諸国を中心として国際協力を行っています。「二国間渡り鳥等保護条約・協定」や、「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」の下で渡り鳥の保全のための協力を行っています。

時間になりましたので、終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

千頭：辻田様ありがとうございました。では、事例報告に入りたいと思います。少し時間が押しており、申し訳ありません。事例報告は2つ、谷津干潟と藤前干潟です。

まず、習志野市の事例ということで、谷津の自然観察センターの芝原さん。よろしくお願いいたします。

5. 事例報告

1) 事例報告1 習志野市の事例

「子ども、若者、大人の活動とその連携～谷津干潟における人づくり」 習志野市谷津干潟自然観察センター 芝原達也



皆さん、こんにちは。千葉県習志野市にあります「谷津干潟自然観察センター」から参りました、芝原達也と申します。私はもともと財団法人「日本野鳥の会」のレンジャーとして2000年に観察センターに赴任し、今年で15年目を迎えるベテランです。どうぞ、よろしくお願いいたします。

さて、観察センターは、指定管理者制度のもとで運営されている習志野市の施設です。現在の私の所属は、「一般社団法人アー

バンネイチャーマネジメントサービス」という、観察センターの指定管理を行う団体です。それでは、こちらでの取組を『子ども、若者、大人の活動とその連携～谷津干潟における人づくり～』ということで、紹介したいと思います。

谷津干潟は、面積約40ヘクタール、東京ドーム9個分、横の長さが1.1キロメートル、縦の長さが400メートルある長方形の干潟です。

本日は詳しい自然の紹介は省きます。干潟の周囲が戸建の住宅やマンションになっていまして、そんなところにオーストラリアやシベリアから、シギやチドリといった渡り鳥がたくさんやってきます。ニュージーランドからノンストップで渡ってくるような渡り鳥です。

谷津干潟の位置を説明します。東京から電車で約40分のところ、東京湾の一番奥の習志野市に谷津干潟があります。上空から見ますとこの四角い形が目立ちます。西隣が三番瀬と呼ばれている習志野・船橋・市川・浦安に囲まれた海です。「観察センター」は谷津干潟の南岸にあります。谷津干潟は、東京湾と結ぶ1.2キロメートルと800メートルの2本の水路でつながり、これによって干満を保つ干潟です。本来の海岸線はさらに谷津干潟より内陸にありました。そこから南側はすべて埋め立て地で、昔は干潟だった場所です。

「観察センター」についてです。今日、習志野市からいらしている吉川さんは環境政策課の職員ですが、数年前から公園緑地課の所管に移っています。2007年から指定管理者制度で、現在はアーバンネイチャーマネジメントサービスという社団法人が運営していて、

年間利用者数は約 4 万人です。スタッフは非常勤を含めて 13 名、そのうち 6 名が教育と広報に専従しています。これだけスタッフに恵まれた湿地センターは全国でも例がないところかと思えます。

環境省、習志野市、千葉県の三者が行政として関わっている

管理の説明をします。水辺がこの水色の部分ですが、赤い点で囲まれたところはラムサール登録地の範囲です。水色の部分は国指定谷津鳥獣保護区になっており、環境省が管理しています。緑で囲った所が習志野市の「谷津干潟公園」に指定されている範囲です。環境省、習志野市、水路は千葉県という三者が行政として関わっているところです。ちなみに谷津干潟自体は国有地です。

谷津干潟は 100 年ほど前は塩田で、塩作りをしていた場所でした。その後に遊園地ができて、潮干狩りや海水浴で親しまれる海となりました。レクリエーション・観光で非常に栄えた場所です。地元の人たちはこのような姿で貝や海苔を採っていました。

なぜこの干潟が残ったかという詳しい説明は省きますが、先ほど言いましたように国有地です。この赤いラインは放水路計画で、利根川の氾濫防止のために国がこの土地を買い上げて水路を掘削しようとしたのですが、結局未完成のまま、戦後を迎えます。その後、1971 年から千葉県の事業で干潟の埋め立てが進みますが、谷津干潟は国有地であったことから埋め立てを免れ、「干潟を守らなければいけない」という市民運動によって守られた場所です。

鳥の保護区としての機能を守ることとアオサの悪臭問題の解決への取組

谷津干潟は保護されましたが、ラムサール条約に登録されて間もない 1995 年頃からアオサという緑色の海藻が目立つようになり、夏場に腐敗が進むため悪臭の原因になっています。これについては環境省の関東地方環境事務所が国指定谷津鳥獣保護区保全事業に現在取り組んでおり、今年が 5 年目で最後の年です。事業のねらいは鳥獣保護区としての機能を維持することとアオサの悪臭問題の解決に取り組むことです。谷津干潟の周囲はすぐ住宅地なので、悪臭が出ると当然苦情も出ます。

これは昭和 30 年の写真です。千葉市の検見川、隣の町の様子です。沖には打瀬船が浮かんでいて、手前の浜ではアオサを干す作業しているところです。これを食用の青海苔に加工したり、畑の肥料に活用するという需要があった時代の写真です。

谷津干潟の歴史～人と干潟が共生していた時代から新しい共同体へ

谷津干潟は 1993 年に「ラムサール条約」に登録され、街の真ん中にぽっかりと残った干潟です。その役割を説明します。人と干潟が共生していた時代は、漁業・共同体・文化がありました。しかし、埋め立てが進むと、谷津干潟だけが残って漁業が消えていきました。そして、1988 年に鳥獣保護区に指定され、埋め立て地に新しい住民が住み、新しい共同体が作られていったのが現在のところです。これからの谷津干潟をどうしていくのか考えるとき、ラムサール条約がヒントになるのではないかと考えています。今の谷津干潟で漁業を復活させることは難しいですが、干潟と人が関わる新しい活用の仕方、ワイズ・ユースを探り、今の保護区としての谷津干潟ではない、街と干潟が一体になった姿にできな

いだろうかと考えています。

干潟についての対話と参加が重要

CEPA は、対話 (Communication)・教育 (Education)・参加 (Participation)・普及啓発 (Awareness) を指す英語の頭文字です。Communication に関しては広報や交流という訳もありますが、谷津干潟をこれからどう伝えていくかみんなで語り合う「対話」が非常に重要だと思っています。もうひとつは「参加」です。干潟をワイズユースしていく、あるいは保全していくためにみんなが参加できる場をどう作っていくか。この 2 点が非常に大事ではないかと思っています。Education と Awareness は観察センターの一番の基本となる活動ですが、対話の場や参加の場をどう作っていくのかが、現在の谷津干潟の課題だと思います。

「谷津干潟の日」にイベントを開催

ここからは地域との協働の取組についてお話しします。そのひとつが「谷津干潟の日」で、「ラムサール条約」に登録された日を記念日として 6 月 10 日に近い土日の 2 日間でイベントを行っています。一昨年は「ラムサール条約登録 20 周年記念」ということで、大々的に行いました。登録地も 20 年も経つと、当初のもてはやされた時代を過ぎ、あることが当たり前になり、発信力もなくなってきました。そこで 20 周年の機会をうまく利用して再度アピールしていこうと、例年より拡大して開催しました。

将来の谷津干潟をどうしていくのかというシンポジウムを開いたり、黄色いハンカチにメッセージを書いてもらって、それを持って干潟を取り囲むという企画で 17,000 枚を集めたりしました。アオサについては、「谷津干潟ユース」という高校生・大学生たちを谷津干潟の日実行委員会に迎え、彼らにアオサについての情報発信をしてもらいました。

DVD『谷津の海～いのちとくらし』の作成

映像をお見せしたかったのですが、『谷津の海～いのちとくらし』という DVD を 20 周年の前の年、2012 年に制作しました。こちらも谷津干潟の日の実行委員の皆さんとの手作りです。

これを見てわかるのは、谷津干潟と言えば渡り鳥が来る場所ですが、それ以前はもっと暮らしと身近にあった、ふるさとの海であったという姿です。そういったものが、時間が経つに連れてそういう経験を持つ方がご高齢になりお亡くなりになって、忘れ去られてしまう。干潟の本来の姿を記録し、残していくことが非常に有意義で貴重なことでした。

『大正 6 年の高潮と谷津干潟～地域防災の今～』の展示

これはつい最近、今年の 9 月に開催した『大正 6 年の高潮と谷津干潟～地域防災の今～』という展示です。大正 6 年、東京湾を襲った台風によって塩田が破壊されました。そのとき高潮からどう身を守ったかという体験談をお父さんから聞きながら育った娘さんのお話を展示にまとめました。時の流れとともに埋もれつつある地域の逸話を掘り起こすことが、現在の防災に貢献できるのではないかということで、「観察センター」としてはこれまでにない取組でした。地域にある施設としては、ただ鳥を見せるだけではなく、地域とその自

然をもっと深く理解してもらい、防災という切り口からも地域に貢献できる施設になれるということが実感でき、私自身も勉強になりました。

「谷津干潟ジュニアレンジャー」の取組

次は「谷津干潟ジュニアレンジャー」という取組ですが、現在は約 400 名が登録しています。400 名が登録するきっかけになったのが、2011 年のプログラムの改定です。そのときには、谷津干潟のメッセージをジュニアレンジャーが様々な体験を通じて吸収したものを家族や保護者、地域の方に伝えていくメッセンジャーとなるというイメージを描いていました。佐藤真久先生のお話にもありましたが、子どもたちが学んで、それを家族や地域に伝えるだけではなく、最終目的として保全に向けて参加につなげていく、大人も子どもと一緒に干潟を守る姿を目標に考えています。なお、この取組はコカ・コーラ・教育・環境財団から表彰して頂きました。

そして、今年は環境省の「地域を生かし、人を育てる ESD 環境教育プログラム」のモデルプログラムに選ばれました。これはジュニアレンジャーのプログラムを、全国の干潟に近い小学校で活用できるように再編・アレンジしたものです。

なお、谷津干潟ジュニアレンジャープログラムの ESD としての評価については、日本湿地学会の『湿地研究』Vol. 4 にレポートをまとめています。

高校生・大学生の取組～せっけん作りと肥料作り

高校生・大学生の取組として「谷津干潟ユース」の活動があります、今は 30 名から 40 名ほど集まって活動しています。活動としては、生物調査や環境教育などもありますが、アオサの取組については、高校生たちが中心になっています。アオサ入りのせっけんを作ったりアオサを肥料として活用の可能性を探っています。それが地元の小学生や地域の方などにアピールしやすいのではないかとということでチャレンジしています。

そして、最近、環境省の鳥獣保護区保全事業とユースが連携する機会があり、まさしく「協働」という形になっているので今後、発展できればいいなと思っています。ユースのメンバーたちと接していると、フィールドに出て経験を積むことで大人に対しても提言・意見を持つことができるのだということがよくわかりました。また、そういう機会や場を求めている若者がたくさんいると感じています。

ボランティアと 20 周年記念のイベント「キックオフ NEXT20」を開催

観察センターの開設 20 周年を迎えた今年の取組として、観察センターボランティアの皆さんと開設 20 周年記念のイベントを行いました。テーマは「キックオフ NEXT20」と題し、次の 20 年を目指そうということが趣旨です。開設当初からボランティアが活動しており、これまでにのべ約 3 万人のボランティアが情熱と想いを持って観察センターの運営を支えてきたことを再確認し、これから未来に向けて頑張っていこうと、開催しました。イベントの内容は、口頭によるボランティアの活動発表と展示による活動紹介、来館者のおもてなし活動などで、108 名のボランティアがこれに携わりました。

観察センターの開設当初はボランティア事業があり、その後ジュニアレンジャーができて、ユースも活躍する場ができ、各世代の人が谷津干潟を核にして集まり、育っていくと

いう仕組みができつつあると思います。また、大学生のインターンシップや企業の CSR 活動の受け入れも、人づくりの一環の中で捉えられると考えています。

谷津干潟の価値、最大のメリットは人づくり

さて、谷津干潟は、保全のために人の関与を必要としています。そのために資金の裏付けも必要ですし、世論の支持も必要となります。けれども、それだけの価値がないとそれは認められない、支持されないと思うのです。その価値とは何だろうと考えると、水鳥の生息地や干潟の生態系といった自然の価値だけでなく、「人づくり」という社会的な価値もその一つになるのだらうと思います。それが、谷津干潟が習志野市にある最大のメリットではないかと思います。

足元の自然に目を向け、課題に向き合い、自分ができることをやる、そんな人材がこれからの持続可能な社会づくりに求められるのだらうと思います。それは谷津干潟のためだけではなく、生き生きとした個人の自己実現と地元のまちづくりに還元することになると思います。

それから、ラムサール条約登録地の一つとして、開発が進むアジアにおいて、谷津干潟の価値・役割を発揮できたらと思っています。以上で発表を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

千頭：芝原さん、ありがとうございました。最後の取組がまさに ESD ですよね。では続きまして、藤前干潟の戸荻さん、よろしくお願ひいたします。

2) 事例報告 2 名古屋市の事例

「藤前干潟における人づくりと KODOMO ラムサール

NPO 法人藤前干潟を守る会 戸荻辰弥

皆さん、こんにちは。私は「NPO 法人藤前干潟を守る会」の戸荻辰弥と申します。昨日、皆さんは「稲永ビジターセンター」に行かれたと思いますが、その対岸にあります「藤前活動センター」で普段は仕事をしています。



3 本の川の河口付近に広がっている藤前干潟

今日は『藤前干潟における人づくりと KODOMO ラムサール』ということで、先月 9 月にラムサールセンターの「ESD・KODOMO ラムサール」のプログラムを藤前干潟で開催したばかりです。

最初に藤前干潟を簡単に紹介させていただきます。名古屋市内を流れている代表的な河川、庄内川は、名古屋近郊を流れている川では一番大きな川です。その隣には新川、一番西側には日光川がありまして、この 3 本の川の河口付近に広がっている干潟です。干潟部

分を含めた 323 ヘクタールが「ラムサール条約」の登録範囲です。

「藤前干潟を守る会」、市の取組、保全の取組

1981年にごみの埋め立て計画の予定地になりました。今見ていただいているのは藤前活動センター側から見た写真です。人が3グループに分かれて干潟に入っているところですが、この人が入っている辺りのエリアが、ごみ埋め立て予定地の真ん中の部分です。そのあといろいろな保全活動がありまして、現在はNPO法人ですが、前身となる「藤前干潟を守る会」、市の取組、保全の取組などもあって1999年に計画が中止になり、2002年に「ラムサール条約」に登録されたという流れです。

「藤前干潟協議会」～NPOをはじめ市民団体や学校などの協働により運営

藤前干潟で現在行われている協働取組です。今日は先日の「KODOMO ラムサール」のときにラムサールセンターが作ってくださった協働取組をメインに取り上げますがけれども、藤前干潟で行われている協働取組の代表的なものが、千頭先生が代表を務めていらっしゃる「藤前干潟協議会」です。この藤前干潟協議会は中部地方環境事務所、名古屋市、愛知県、そして私ども「NPO法人藤前干潟を守る会」など、市民と行政の協働により運営されています。

もともと藤前干潟は埋め立て問題があったところですので、市民側と行政側は対立関係にあった時代が長かったのです。藤前干潟の保全が図られたあとは、市民と行政の協働で藤前干潟の保全と活用を図っていこうという方向に変わりました。私どものNPOをはじめ市民団体や学校など、いろいろなところとの協働によって、様々な取組が現在の藤前干潟では実施されています。

「藤前干潟ふれあいデー」から「藤前干潟ふれあい事業」へ

「藤前干潟ふれあい事業」が今年度から開催されています。これはもともと「藤前干潟ふれあいデー」ということで、藤前干潟がラムサール条約に登録された11月18日を「藤前干潟の日」という記念日にして、その登録日を中心とした10月か11月あたりに1日か2日、お祭りのようなイベントを開催していたものです。それを発展的に解消し、今年度からは1年間を通していろいろなプログラムを実施することで、多くの市民の皆さんに藤前干潟の自然とふれあって、干潟の環境を学んでいただき、干潟の環境の大切さを知っていただくというプログラムに変わりました。

今年度は名古屋市を中心に様々な事業が行われてきました。例えば藤前干潟に来るバスツアーです。藤前干潟と庄内川の上流部にある愛岐処分場というごみの最終処分場を訪ねて、ごみの処理のされ方の現実を見ていただいた上で、藤前に来て干潟にふれさせていただいています。それから「藤前干潟いきもの調査隊」という、市民の方に関わっていただく調査のプログラムなども今年から始まりました。その中から今回紹介したいのは、「干潟市民調査」と「ESD・KODOMO ラムサール」の2つの取組です。

「干潟市民調査」と「ESD・KODOMO ラムサール」

「干潟市民調査」は今年の7月13日に開催したもので、日本国際湿地保全連合（WIJ）がもともと干潟の生物相を調べるための調査手法のひとつとしてつくり出したものです。その手法を基にして私どものNPOが藤前干潟で実施し、どんな生物が棲んでいるのかを調べる取組を行ってきました。

生物相を調べる調査の中心になってきたのは、藤前干潟のボランティアガイド「ガタレンジャー」です。特に公的な資格ではないのですが、私どものNPOが「ガタレンジャー養成講座」を実施して、藤前干潟を実際にガイドする人間を育成・養成してきました。

「干潟市民調査」は生物相の調査が目的ですが、同時に、毎年新しく入って来られたガタレンジャーに実際に干潟の調査を知っていただく。新人ガタレンジャー養成という目的も持ちつつ、このプログラムを行ってきました。

新人ガタレンジャーに入っていただきますので、そのときに干潟の調査手法や実際にどんな生物が棲んでいるのか知っていただく学習の場としても、干潟市民調査を利用していました。

もうひとつが、9月13日から15日に開催した「ESD・KODOMO ラムサール 湿地交流 in 藤前干潟」です。「藤前干潟ふれあい事業」とラムサールセンターの共催により実施しました。今回、いろいろな湿地から子どもたちが集まったのですが、「藤前干潟を守る会」ですと行っているガタレンジャーの子ども版に「ガタレンジャーJr.」という取組があります。先ほど谷津干潟でも「ジュニアレンジャー」の紹介がありましたが、藤前干潟は「ガタレンジャーJr.」を中心に、今回は全国5湿地から20名の子どもが集まりました。

「ユース会議」～交流することによって自分の湿地を知る

今回は「ユース会議」も行いました。今まで「KODOMO ラムサール」の中でもやっていなかった取組ですが、今回初めて中学生から大学院生までの若者たちを集めて、実施しました。中心になったのは「藤前干潟ガタレンジャーJr.」の中学生以上の子、あるいは「KODOMO ラムサール」のプログラムを体験してきた子どもたちが中学生、高校生、大学生になって、プログラムに関わって一緒にやっていくということで実施しました。これは全国4湿地から14名が参加しました。

「KODOMO ラムサール」というプログラムのすごくいい点は、交流することによって子どもたちや若者たちがほかの湿地を知っていくことです。同時に、交流することによって自分の湿地を知ることが、すごく大きいとも思っています。

プログラムの中に活動発表の時間もあるのですが、自分の湿地のことを相手に伝えるには、自分の活動している湿地がどんな湿地なのかを改めて勉強しなければいけないわけです。人に伝えるためには、自分の湿地を深く吸収して知っていかなければいけない。自分の湿地がどんな湿地なのかを知ることが、子どもたちにとってすごくいい効果になっていると、いつも思っています。

名古屋市のイベント「環境デーなごや」の見学

今回「KODOMO ラムサール」には、もうひとつ大きな特徴がありました。いろいろな団体や今回の「KODOMO ラムサール」の中で行われた協働のプログラムです。例えば、

初日の9月13日は「環境デーなごや」で、名古屋市が行う一番大きな環境イベントが開催されていたので、見学に行きました。そのときに行われていたいろいろな取組の学習、環境をテーマにしたミュージカルを作って上演している「劇団シンデレラ」のESDをテーマにしたミュージカルの上演会、国交省の庄内川河川事務所の所長の講演、中部地方環境事務所の所長のごあいさつ、レンジャーの方にもお話をさせていただきました。また、藤前干潟によく来てくださる地元の元漁師さんにお話をさせていただき、藤前干潟周辺で鳥のカウント調査をされてきた名古屋鳥類調査会の方など、長年調査活動をされてきた方々にもお話をさせていただきました。当会も藤前干潟の紹介をしたり、ヨシ原の観察会を実施したりしました。

「KODOMO ラムサール」で出た成果を「ESD シンポジウム」の場で発表

そして、KODOMO 会議、ユース会議があり、最終日の9月15日に「ESD シンポジウム」がありました。今回の「KODOMO ラムサール」で出た成果をこの「ESD シンポジウム」の場で発表する時間を作っていただくこともできました。

こういった多様な方々に協力していただくことによって、今回の「KODOMO ラムサール」は「協働」という非常に大きなテーマとして実施することができました。様々なセクターがプログラムを実施することによって、子どもたちや若者たちもいろいろ得るものがあったのではないかと思います。

藤前干潟における「協働」を簡単に図にしてみました。多様なセクター、いろいろな部門、いろいろな団体、いろいろな行政の方々にも協力していただきました。もともと藤前干潟ふれあい事業実行委員会の中には名古屋市、中部地方環境事務所、NPO 法人藤前干潟を守る会が入っていますが、それ以外にラムサールセンター、劇団シンデレラ、庄内川河川事務所、名古屋鳥類調査会、地元の元漁師さんといった様々な方々にも協力していただきました。

同時にもうひとつ、小学生を対象にした KODOMO 会議だけではなく、中学生から大学院生を対象にした若者のユースの会議、各湿地の引率者やスタッフの方々など、多様な世代間で交流を実施できました。

ESD 関連イベントとコラボ～多様なプログラムを実施、多様な学びの場を提供

もうひとつは「環境デーなごや」、「ESD シンポジウム」といった ESD 関連イベントとコラボすることもできました。いろいろな要素が入ったことにより、非常に多様なプログラムを実施し、多様な学びの場を提供することができたのではないかと考えています。

今回はいろいろな要素を取り入れたので少し煩雑になった部分はありましたが、わずか3日間の中に凝縮され、いろいろなものを伝えることができたのではないかと考えています。

ユース会議の成果～「藤前干潟の企画案」作り

今回のユース会議の成果として、「藤前干潟の企画案」を作ってもらいました。これは藤前干潟を一日バスツアーで回って、いろいろな藤前干潟の環境を子どもやユースの若者たちに実際に見てもらい、藤前干潟の価値や大事なものを多くの人に伝えるためにはどうし

たらいいのだろうか」と、若者たちに企画案を考えてもらいました。

ユース会議の中では「自然の日に干潟まつりをしよう！」という企画案が出てきました。祝祭日のない6月に「自然の日」という祝祭日をつくるよう働きかけて、「自然の日」に干潟でお祭りをし、それを通じて学びにつなげていくことができるのではないかと企画案を作ってくれました。

一方、小学生が中心の子ども会議では、「6つの宝」を考えてくれました。干潟の市民の活動、生き物、地元の元漁師さん、ヨシ原、干潟を守ってきた歴史、そして田んぼも実は大事だという意見も出てきました。

藤前干潟は干潟しかないように思われるのですが、少し内陸に入ったところに広い田んぼがまだ残っています。「田んぼも大事な環境なんだよ」と子どもたちに話したところ、それも宝に入れてくれました。子どもたちはお宝ポスターの中に「宝を受けつぎ、未来を作ろう藤前干潟」というメッセージも考えてくれました。

9月15日に開催されたESDシンポジウムの際に、これらの成果をポスターにしてロビーのところに貼らせていただき、ユース会議の成果はステージ上で発表させていただく場を作っていただきました。

多様な世代の人材確保が現在ではできていないという課題

こういった形で子どもや若者、ガタレンジャーとして人づくりをする取組はできているのですが、いくつか課題もあります。ガタレンジャーは若者から大人、シニア層までいらっしゃいますが、近年は学生の受講生が多くなっています。若者が増えるのはとてもうれしいことですが、学生さんは卒業して就職してしまうと、なかなか継続的に活動をするのができません。

本当は若者からシニア世代まで、いろいろな方々に藤前干潟に関わっていただきたいのですが、多様な世代の人材確保が現在ではできていないという課題があります。ガタレンジャーJr.もそうですが、中学生・高校生では部活が入ってきたり、勉強が忙しくなったりと、継続が難しくなっています。

もちろん環境教育は藤前干潟で完結するものではありませんので、次のステップで、その場所で、ここで学んだことをどんどん生かしていただければいいのですが、現在は継続的な人材確保になかなかつながっていないところが課題としてあります。

特にガタレンジャーは、シニア世代がボランティアの働き手としてすごく重要です。平日に団体さんなどを干潟に案内することもありますので、シニア世代の方々の活躍は非常に重要ですが、継続的な人材確保が難しい状況になっています。私からは以上で終わります。ありがとうございました。(拍手)

千頭：戸荻さん、ありがとうございました。少し時間が押していますが、あと3分だけいただいて休憩に入りたいと思います。

オープンに運営し、フラットな組織である「藤前干潟協議会」

今、戸荻さんも紹介していたのですが、後半の本題にはならないかもしれませんが、藤前干潟協議会は皆さんの湿地とだいぶ違う協議会の姿をしているので、簡単にご紹介させ

ていただきたいと思います。

協議会はもともと、保全活用の構想を作ったときに始まりました。非常に面白いのは、全く誰かが招集をしていないということですね。透明で開かれた、対等な議論をそもそもの出発点にしています。

ここにはいろいろな立場の方々が来られています。当初はルール作りだとか鳥獣保護区のマスタープラン作りのお手伝いなどをしていましたが、最近は下の 8 番目、9 番目にあるように、防災とか、事業と干潟をどう活用していくか、ある種のせめぎ合いのようになっています。

協議会は、普通は名簿があって、どなたかが招集すると思うのですが、それが基本的ではありません。ですから極めてオープンに運営をしています。非常にフラットな組織なので、いろいろな方にいろいろなアイデアを持ち寄っていただけます。

ここに「ミティゲーションのための試行」と書いてありますが、庄内川の堤防を全面的に改修したい、それをやらなければヨシが全部なくなってしまう。それをどうするのか。これは 2 年ぐらいかなりシビアな議論をしました。シビアに議論した結果、その当時としては、最善の落としどころが見つかった。それを作る側と交渉する干潟を守る会の方々も、そこにうまく取り合ったと思うのですが、先ほど「KODOMO ラムサール」で庄内川事務所の方が発表していただいています。実は数年前にはもうこんな協議会には出たくないとおっしゃっていたのです。ところが KODOMO ラムサールで報告もしていただきました。これも人づくりだと思っております。

堤防の改修工事の議論の中で、堤防にちょっと穴を空けてカニの通り道を作るとか、堤防にスリットを入れてそこに砂がたまるようにし、実は非常に面白いことをやっています。そういうことができるのは、フラットな協議会の議論だからこそだと思っています。正面向かってやると、行政は多分できないですね。

もちろんいろいろ議論はありますが、協議会はほとんどオープンにしていることの大変さもあります。オープンにすることで初めてできる議論、提案の持ち寄りがあると思います。もし何かあれば、聞いていただければと思います。

さて、質問・コメント用紙のうち一番上に★印がついていると思います。今日は「ラムサール条約湿地における協働取組とそれを通じた人づくり」ですが、その下に先ほどお話ししましたキーワードを載せてあります。必ずしもこのキーワードにかこつけなくてもいいですが、後半のところは、この 3 つをキーワードにしなから議論できたらと思いますので、皆さんが抱えている課題、あるいはご質問を休憩の間に書いていただいて、事務局にお出しいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。(拍手)

6. ディスカッション

千頭：では、後半のパネルディスカッションに入っていきたいと思います。まだ質問・コメント用紙をお書きいただいている方がいらっしゃると思いますので、事務局のほうで集

めながら進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

佐藤先生からの問題提起でうかがった「協働取組」の考え方、環境省で取り組んでいる状況 2 つ、谷津と藤前の状況についてご報告をいただきました。後半ではこういう「協働」によって湿地をどう活用していくのか、そのためには人づくりがすごく大事なので、その辺りの議論ができたらと思っています。

皆様からたくさんのご質問やコメントを頂いています。それを今見っていますが、最初に、一番遠いクツチャロ湖の小西さんからお願いしたかったのですが、今は空港に向かっているのですね。

では、蕪栗沼の岡田さん、先ほどの皆さんの発表や、ご自身のご活動の経験を踏まえて、お願いします。

「大崎市ラムサール条約湿地保全活用委員会」の設置



岡田信一：「蕪栗沼・周辺水田」と「化女沼」という、2 つのラムサール条約湿地があります大崎市の岡田と申します。

大崎市では、2 つの条約湿地それぞれの委員会で保全活用計画を作っておりましたが、ラムサール条約湿地の保全と活用にかかる事業を計画的かつ一元的に実施するため、ひとつに統合し「大崎市ラムサール条約湿地保全活用委員会」を昨年設置いたしました。

その中に「蕪栗沼部会」と「化女沼部会」の 2 つの部会を設け、各湿地の特性に応じた、個別、具体的な話し合いを行っています。委員メンバーには行政だけではなく、JA や土地改良区、NPO、地域住民も入り、様々な角度から話し合いが行われ、ゾーニングなど保全と活用のための計画作りをしています。

また、「協働」ということでは、大崎市は、「人づくり」が重要と考えており、昨年からは NPO 等 6 団体の協力をいただきながら市と一緒にプログラムを考え、小・中学生を対象とした「生きものクラブ」を始めました。非常に好評で、現在は会員 287 名が参加し、活動しています。

本当に簡単なところから入る「一般プログラム」と、より専門性を求める「専門プログラム」の 2 つがあり、月に 2 回ほど開催して好評を得ています。皆さんとの協働、一緒にやらないとできないことを行政が主導し、NPO 等と話し合いながら行っている状況です。

千頭：ありがとうございました。岡田様は、大崎市の産業政策課ですね。産業政策課は自然共生推進係が作られているところが非常に大きな特徴だと思います。

あとお二人ほど。新潟の堀之内さん、「若者・子どもの育成がなかなか進まない」というコメントを頂いておまして、幅広い年齢の人たちが参加できるような仕組みを考えたいということで、何か補足、質問がパネラーの方であればお願いします。

地元の人や NPO/NGO 主導でいろいろな取組が行われている「佐潟」

堀之内健治：新潟市の堀之内と申します。新潟市の登録湿地は佐潟です。佐潟は平成 8 年にラムサール条約に登録されてから、もうすぐ 20 年を迎えます。佐潟のいいところは地元の大人の人や NGO の方がとてもお元気で、行政とも協働という形はとっていますが、むしろそういった方々が主導でいろいろな取組が行われているという現状です。



そこで、地元のおじいちゃん、おばあちゃんが元気に活動しているのですが、それを受け継ぐ子どもたちが、なかなか参加が難しいことや、子どもたちに向けたイベントを 2 カ月に 1 回ほど、佐潟にある水鳥・湿地センターが主導し、地元の NGO の協力を得ながら実施しているのですが、なかなか継続的に参加できていない状況です。

そういったことがあるので、今回お話がありました「ガタレンジャー」は、佐潟も同じ「潟」の字がつく潟ですし、ガタレンジャーや谷津のジュニアレンジャー、ユースなどをまた勉強させていただけたらと思い、コメントさせていただきました。

千頭：ありがとうございました。もうひと方だけですみません。荒尾市の有働さん。荒尾でも協議会、ユースのための協議会を作っているらしいんですが、協議会の運営について、ここはいいけどここは大変だということも含めて、何かあればお願いします。

協議会としての取組、課題はこれから～荒尾市



有働康之：お話がありました荒尾市でございます。一昨年登録をいたしまして、この中で一番新しいのではないかと思います。

今もお話にありましたように、荒尾干潟保全・賢明利活用協議会がございまして、漁協の組合長さんに会長をさせていただいています。この協議会のメンバーはわれわれ行政、地域の皆さん、観光関係、地元の皆さんなどいろいろな方に参画していただいています。

この協議会ができてからまだ 2 年程度で、実際の取組はまだ具体化しておりません。個別の取組は行われておりますが、協議会としての取組はまだこれからです。平成 25 年、環境省に基本計画を策定させていただきました。この基本計画に基づき、今実施計画をこちらで作成しています。これを協議会に上げて、今からの取組ということで、課題はこれから生じてくるのではないかと考えております。

千頭：ありがとうございます。漁協と観光協会がコアメンバーとして入っておられると、下手すると立場が逆になりがちですが、入っておられるところがすごいと思いました。

立場の異なる多様な主体との協働、「人づくり」

さて、今日の中で、立場の異なる多様な主体とどう協働すればいいのか、そこから何が生まれてくるのかという辺り、それから「人づくり」ということで話を進めたいと思います。芝原さん、戸苺さん、今、何人かの方もお話いただきましたが、ひとつは「協働取組」ということで、佐藤先生の資料にもありましたが、異質なものが協力して働くということですから、いろいろご苦労もあると思います。

協働することによってこんなことが生まれるよと、皆さんにお伝えできるようなことがあれば、お話いただければと思います。いかがでしょうか。

コミュニティとのつながりが「協働」～谷津干潟

芝原：谷津干潟の場合は周りが住宅地なので、農業者や漁業者がいる場所ではありません。どちらかと言うと、町会とか自治会、コミュニティとのつながりが、谷津干潟の場合は「協働」になります。行政と自然保護団体の協働というものも従来ありましたが、谷津干潟の周辺に住む人たちと、人と人のつながりを作っていくことが、谷津干潟の課題であり、谷津干潟が社会に貢献できるところかなと思っています。

千頭：地元の方々、そこにお住まいの方々の理解を得るというのも課題ですよ。藤前もそういうところがあるのかもしれない。

今日お話はありませんでした。藤前は企業を巻き込んで一斉清掃をしていますので、藤前から見た「協働」の到達点と課題で何か補足されることはありますか。

地元住民や自治会とつながりを作っていくことが課題～藤前干潟

戸苺：藤前干潟はいろいろな主体が関わっています。千頭先生からもお話があったように「藤前干潟クリーン大作戦実行委員会」がありまして、いろいろな企業が協賛して入っていただいています。あるいは企業が社員を集めて藤前干潟に連れてきて清掃活動をしていただくという取組が始まっています。3～4年くらい前からそういう流れができ始めました。企業とのつながりという意味では、藤前干潟は徐々に関係を築き上げつつあるのではないかと思います。

谷津干潟や荒尾干潟と少し違いはありますが、かつて漁業が行われていたけれども現在は全く行われていない、漁業者がいないというところは谷津干潟も藤前干潟も共通する、ある意味での欠点ではあると思います。荒尾干潟に現役の漁業者がいらっしゃるのは、非常にうらやましいところです。

谷津干潟と藤前干潟の違いと言えば、谷津干潟の周りが住宅街ですが、藤前干潟の周りは工業地帯です。藤前の場合は住民が少ないので、地元の方々とのつながりや自治会との関係が薄いところがあります。これから地元の住民や自治会とどうやってつながりを作っていくかが、藤前の大事な課題ではないかと思っています。

千頭：ありがとうございます。谷津の場合は地域のコミュニティとの協働が、中核にあって進んでいる。一方、藤前の場合は、意外に思われるかもしれませんが、企業との連携が進んでいるというお話を頂きました。

皆様方のほうでも「協働」の一翼を担う、こういうセクターとの「協働」がうまくいっている、あるいは逆にどうアプローチしたらいいか苦しんでいるということがありましたら、遠慮なくおっしゃってください。いかがでしょうか。

高齢化もあり、新たな人材を探していくことに苦労～藺牟田池

早瀬孝一：昨日からどうもありがとうございます。鹿児島県の薩摩川内市、登録湿地は藺牟田池の環境課の早瀬と申します。

藺牟田池はカルデラ湖にありまして、カルデラの中に閉鎖的な池があります。その関係で、藺牟田池周辺に実際に住んでいらっしゃる方はほとんどいません。ベッコウトンボが出てきたことなどがあり、保全活動をしています。

観光では外輪山を登山するイベントや、池の周囲でマラソンなどのイベントを行っているのですが、なかなか日常的に皆さんが足を運ぶというイメージにはなりません。今一生懸命やられている方と、新たに行こうという方との差が非常に難しいものになっています。もちろん高齢化もありますが、新たな人材を探していくことに苦労しています。



千頭：ありがとうございます。新たな人材という話は後半で引き続き議論したいと思います。沖縄の古波蔵様、市民団体側の活動も停滞気味だというお話を書いていただいております。

年2回の清掃イベント～「漫湖自然環境保全連絡協議会」



古波蔵千明：那覇市から来ました古波蔵です。よろしくお願ひします。先ほどから「協働」ということでお話が出ているのですが、那覇市では NGO/NPO 活動として、「漫湖自然環境保全連絡協議会」という団体が1団体あり、その会長と副会長が中心となって活動をされています。高齢化とか、業が忙しいために漫湖における活動が停滞気味です。

漫湖における大きなイベントとして年2回の清掃イベントを行っています。こちらも実質行政がすべて仕切っているような状態で、今回のテーマとなっている「協働」というところまでは到達できていないと感じています。

同じ都市にある干潟としては谷津干潟や藤前干潟と同じだと思いますが、この2つのサイトはNGO/NPOの方々がとても積極的に活動されていてすごいなと思っています。もし同じような状況のところがあれば、お話やアドバイスをいただければと思っています。よろしくをお願いします。

千頭：皆様方からもお話しいただくとして、まず、芝原さん、戸荻さん、今のお話について何かコメントをお願いします。谷津と藤前の場合は、生い立ちというか状況が少し違いますね。では芝原さん、いかがでしょうか。

ユース、高校生・大学生が参加したことが活性化のきっかけ～谷津干潟

芝原：谷津干潟の日の実行委員会も協働取組のひとつですが、停滞やマンネリ化、実行委員会のメンバーが固定化してしまった時代がありました。そこで新しい人を入れようこの数年間やってきて、若い人も入れていこうと、ユース世代の高校生・大学生に参加してもらったことが活性化のきっかけになったと思っています。

人材の話はまた後から出てくるかもしれませんが、ジュニアレンジャー、ユースなど若い人が入ってくると雰囲気がかがらりと変わって楽しくなり、そこにいるだけで従来のメンバーも若返るような効果があります。やはり若い人をどんどん入れていかないといけないと思いました。

千頭：それもすごく大事なところだと思いますね。戸荻さんは企業と美化活動などに参加されていますが、どういう声をかけて輪が広がっていったのでしょうか。

企業のCSR活動のPRとなる「クリーン大作戦実行委員会」～藤前干潟

戸荻：その部分はあまりタッチしていないのでわからないところがありますが、「藤前干潟を守る会」の副理事長が、「クリーン大作戦実行委員会」の委員長も務めています。その方がメインになって、企業などを回って声を掛けられたところはあると思います。

もうひとつ、名古屋では藤前干潟がある種の環境のシンボリックなものになっていると思います。企業からすると、自社のCSR活動のPRとしても使いやすい部分があるように思います。

千頭：ありがとうございます。皆様のほうで団体への声掛け、あるいは市民団体がさらに活動していただくために、何かアドバイスはありますか。同じような経験をお持ちのところがあるのではないかと思います。「行政が頑張っているけれども、なかなかその先が」というお話だったと思いますが、ほかの地域の方々はいかがでしょう。

豊岡の成田さん。豊岡市は農業者を含めて取り組んでいらっしゃるようです。農業者は下手をすると逆の立場になりかねないのですが、その辺をどう取り組んでいかれたのでしょうか。

集落によって異なる「温度差」～豊岡市円山川下流域・周辺水田

成田和博：豊岡市の成田です。私どもの円山川下流域・周辺水田の中で「コウノトリ育む農法」、コウノトリが育むお米のPRを行っていますが、豊岡市全体を見た場合は、その農法が広がりを見せていますが、下流域エリア内では広がっていないという実状です。実際まだ4ヘクタールほどでしか、エリア内ではそのお米が作られていないと思います。



少し前にも、その関係の集落の区長さんに集まっていたいてお話を聞きしたのですが、

「エリアに指定されたから、何かいいことあるんちゃうんか」みたいな話になってしまって、利害が求められることがあります。実は何もないのですが、エリアになったことで、本来その地域の人たちがしなければいけないことを行政側に求めてこられるような雰囲気があります。

うちは下流ですので、海岸の漂着ごみも結構上がってくるのですが、「その清掃活動にいくらか出るのかい？」という話が出てきたりしています。「指定されたことで何かしてもらえるの」というニュアンスのことをおっしゃいます。たまたまなのかもしれませんが、そういったことがあります。

環境省の辻田さんの発表の中でもご紹介をいただきましたが、エリア内6集落の中のひとつに田結（たい）という集落があります。そこは非常に特異なところで、際立った活動をされています。50ほどの集落ですが、「このままだといけない」という危機感がある中で活動をされています。自分たちから「こんなことをしたいんだよ」という提案をされますが、ほかの集落は「何かないかい？」「どういうことしたらいい？」のようなところから入ってくるので、その温度差を何とかしたいというのが課題です。

千頭：「温度差」という言葉はいろいろなところで出てくる――皆が同じ温度にはならないのですけれどもね。温度差がある前提でどうするかを考えないといけません。

今、行政というお話がありました。谷津の場合にはUMSという団体が運営をされていますが、行政と地域住民との間で挟みになるようなことはあるのでしょうか。あるいは、うまく間に入って谷津を守っている立場として、うまくコーディネートされることなどはおありでしょうか。

芝原：観察センターが現場に近いので、「アオサが臭っている」という声を直接聞くこともありますし、干潟の調査で大学の研究室が入ると、鳥を見る人たちから「それはやめてほしい」と言われ、調整ごとは出てきます。いろいろな人がいろいろな価値観を持っているので、とにかくなだめる、とりあえず話を聞くことはやっています。できればみんなでまとまって干潟を守っていくように変えたいとは思っています。そのために、異なる価値観を前提に、谷津干潟をどう守っていくのか、あるいは利用のルールについて話し合う場が必要だと思っています。

千頭：藤前の場合は干潟に入ることが前提ですね。

戸苺：そうですね。バードウォッチャーの方と、干潟に入って調査される方との兼ね合いの話がありましたけれども、藤前は比較的うまくいっているとは思いますが。

千頭：藤前の場合、初期の段階で1日何人くらい入ってもいいのかということを経験して、1日30人程度まで干潟に入ってもいいというルールを作りました。誰かがオーソライズしたわけではないのですが、それが尊重されているという状況です。

「人づくり」、CEPAの「A」のAwareness

さて、全部の結論を出していく時間はありませんので、問題意識の共有レベルで終わってしまうかもしれませんが、後半の「人づくり」のところでは、

ガタレンジャーやジュニア、ユースなど、担っていく人たちをつくる取組がそれぞれの干潟でされているというお話がありました。同時にCEPAの「A」のAwareness、たくさんの方に干潟や湿地に関心を持っていただくアプローチ。その両方を担うのは難しい気もしますが、何か「私たちの湿地ではこんなふうにしていますよ」、あるいは一般の方をいかに巻き込むかという意味で、何かコメントを頂けるところはございませんか。どんなことでも結構です。この真ん中のテーブルに座っておられる方以外でも構いません。いかがでしょう。

では、「野鳥の会」の方に聞いてもいいですか、大畑さん。野鳥の会にも多分両方のミッションがあると思います。コアになる担い手をきちんと育てることと、広くたくさんの方に意識を持っていただくというその両方です。

人づくりがスタートした「矢並湿地保存会」



大畑孝二：人づくりの部分では、豊田の湿地「東海丘陵湧水湿地群」は、登録される前までは固有植物があるので、一部の研究者の関心はあったのですが、なかなか広く一般の人には知られていない中で登録されました。市の担当者が非常に熱心に地元の学校に働きかけ学校教育での活用の理解を得ました。

矢並小学校という小さな学校で年1回の学習だったのが、今は年4~5回に増えています。

サギソウやトキソウがあって盗掘が課題になっており、狭い湿地でもあるので柵がしてあるんです。そんなこともあって秋の一番いい時期に一般公開ということで、ガイドがついて自由に見学できます。矢並の子どもたちが事前に学習をして一般の来訪者にガイドをするという試みも含め学校教育の中に入れ込むようになりました。

豊田市は、矢並湿地が「日本の重要湿地500」になった段階で、町内会に湿地の管理をお願いしたようです。行政から言われたことでもあるし、むげに断れないというところが

あったようです。町内会の区長さんが役でやっていたのですが、少し無理があったのか、その後は関心のある方々によって、今は100人ぐらいいらっしゃる「矢並湿地保存会」を作っています。

町内会や地元をお願いして、地元のおじいさんたちも子どもたちの学習に参加しながら、人づくりがやっとスタートしたところです。

あとはこの辺の湿地の成り立ちや植物の研究が進んでいないものですから、研究者の方に入ってもらい自然観察の森のレンジャーがコーディネートをしながら、市役所、学校関係、地元町内会、守る会を含めて、協力しながらやっているところです。

千頭：ありがとうございます。今、栃木のアンケートを出していただいた、ボランティアガイドの育成について與澤（よざわ）さん、一言お願いします。

市としてボランティアガイド育成の取組～渡良瀬遊水地

與澤由美：栃木県栃木市の與澤と申します。渡良瀬遊水地が「ラムサール条約」に登録されまして、まだ2年目と日が浅いのですが、国土交通省から管理を委託されている財団で平日はガイドをしていただいています。土日にはガイドしてほしい方が多すぎて対応しきれずに断っていることもあり、市としてボランティアガイドを育成しようという取組を始めているところです。



ガイドさんたちに主体的にガイドをしていただける仕組みにはこういった事例があるのか、お教えいただければと思います。

千頭：ガイドの養成ということで、コメントを頂けるところはありますか。なかなか行政の方は手を挙げる習慣がないのかもしれませんが、遠慮なく手を挙げていただければいいのですが。芝原さんと戸苺さん、何かコメントありますか。

ボランティア養成講座で学び、自信をつけてボランティアに

芝原：「谷津干潟」と「観察センター」は街の中にあって人が集まりやすい条件にあります。ボランティア事業は開設当初からあり、今は140名が登録しています。仕組みとしては団体ではなく、年間登録制で個人個人が観察センターに登録するという形です。ボランティア保険の関係があるため、年に一度更新するかどうかを確認していますが、大体130～140名の方が毎年登録されています。

そのほかにボランティア養成講座を5回、シリーズのものを年に1回行っています。それを受講して干潟のことを学び、自信をつけてもらったうえでボランティアになってもらうということを行っています。

「損か得か」でなく、心が豊かになれること

先ほどの議論で私が感じているのは、谷津干潟の事例は街の中にあるからできるということは確かに言えますが、距離が遠いからボランティアの養成ができないということでもないと思います。谷津干潟は街の中にありますが、実際には関心を持たない人が圧倒的に多いです。観察センターのすぐそばに居るから人を簡単に調達できるように思われるかもしれませんが、人の無関心は、距離が近くても、ないものはないわけです。

そこをどう変えていくか、先ほどの豊岡の例にもあったような、制度に入ることが「損か得か」ということではなく、究極ですが、湿地がそばにあって心が豊かになれること、例えば子どもがいると、それだけでその場がにぎやかで明るくなります。そういうことを大事にする価値観の違い、共感できるかできないかで行動が分かれていくように感じました。

千頭：戸苺さんはいかがでしょう。

ガタレンジャー養成講座受講者が必ずしも活動しないというジレンマ

戸苺：そうですね。今、芝原さんの言われたことに尽きるのですが、やはり藤前においても近くに住んでいても関心がない人はなく、全くセンターに来てくださったことがない方も地元の方でも結構いらっしゃると思います。

その中で、藤前ではガタレンジャーを紹介しましたが、谷津干潟の場合はセンターとしての取組でやられていると思います。私も NPO の独自の取組でガタレンジャーを養成しています。春と夏に 2 回のプログラムで、4 日間のプログラムを受講していただいた方がガタレンジャーとして認定されるという流れです。

藤前干潟で今ガタレンジャーとして登録されている方は約 80 人です。その中で実際に活動されている方は 20 人程度だと思います。ですからガタレンジャー養成講座を受講しても、必ずしも活動してくださるわけではないというのは、悩みというかジレンマとして常にあります。

千頭：ありがとうございます。行政が主導したリーダー養成講座のような仕組みをお持ちのところもたくさんあると思います。それがうまくいっている例もたくさんありますが、うまくいかない場合の理由として、受講された方の活躍の場がないというのは、よくあるケースですね。

今のお話だと、需要はたくさんある。谷津の場合も、140 人の方がスキルアップも含めて活躍していける仕組みを継続的に維持するのは結構大変という気もするのですが、何かコメントをいただければと思います。

一番大事なことは活動の振り返り

芝原：スキルアップの研修という仕組みもありますが、一番大事なことは普段活動しているときに、うちのレンジャーがコーディネーターとして必ずついていて、一緒にやってみて今日はどうだったかという振り返りを必ず行っています。

例えば、お客さんに喜ばれたということをみんなで分かち合ったり、活動の改善のため

に建設的な意見をいただいたりして、満足感や達成感を持って帰っていただくようにしています。これは大変地道ですが、日常の活動のなかでは非常に大切なことだと思います。

千頭: 本当にそのとおりですね。満足感を持っていただく。藤前の場合はガタレンジャー。ジュニアは何か活動の場はあるのでしょうか。大人も含めて、補足をお願いします。

ガタレンジャーとガタレンジャーJr.

戸蒔: ガタレンジャーとガタレンジャーJr.がありまして、一応ガタレンジャーのほうが大人で、ガタレンジャーJr.は小学校4年生から中学生を対象にしています。

ガタレンジャーは、どちらかと言うとボランティアの色合いが強いです。干潟を実際に案内するとき、いろいろな道具が必要になってくるので、その道具の準備を手伝っていただいているのですが、そういった実働のほうがメインの活動になっています。

ガタレンジャーJr.は、むしろ育成と言いますか、養成のほうが色合いとしては強くなっています。ガタレンジャーJr.は、年間7回のプログラムを8日間実施しています。うち1日はキャンプで宿泊を伴うため8日間です。その1年間を通して藤前干潟の自然を体験・体感してもらった子がガタレンジャーJr.として認定されるという流れです。2年目の子は少しランクアップと言いますか、実際に自分たちで企画を作ったり、大人のガタレンジャーの手伝いで道具の準備を手伝ってもらったりという活動も行っています。

千頭: ありがとうございます。先ほどどなたかが、子どもは子ども、若者は若者、大人は大人ということで、それぞれ地域で取組はあるのだけれども、それをどうつないでいけばいいのかというご質問を何点か頂きました。法政大学の笹川先生から、そこに絡んでコメントを頂いています。一言お願いします。

子どもと大人という2つの軸と、若者の感受性



笹川孝一: 法政大学の笹川です。子どもを軸にしてつなぐ取組と、大人を軸にしてつないでいく取組と、現状では2つの軸があって緩やかに繋がっていると思います。そこに、今、谷津で新しいチャレンジとしてのユースプログラムが、始まっています。

私が見るところでは、若者の取組は全国的に弱い、というのが実際です。湿地が若者のいる場所から離れているという立地条件や、子ども時代は湿地に関わる活動をしていた人も、中学高校になると部活で時間が取られる、というようなことがあるようです。ですが、その中で谷津のユースプログラムは半ば成功しつつあるのかなと思います。

それはどうしてなのかと考えてみると、少なくとも2つの理由があるように思います。1つは、部活やサークル活動との結びつきが基礎となっている点です。地元の津田沼高校や千葉工業大学の生物部や生物サークルが基礎となって、そこに地元に住む大学生も合流

しているそうです。つまり「部活に時間を足られてしまう」のではなく、「部活の時間をもらってそれを豊かにしている」ということです。

もう1つは、若者を若者として位置づけているという点です。言うまでもなく、思春期には身体変化が現れ、青年期には社会的役割が問われるので、若者には若者としての悩みや希望、葛藤やチャレンジがあります。だから若者の動きを創り出すには、若者特有の「発達課題」に切り込んでゆく必要があります。しかし、ときとして、大人は若者を「子どもたちの面倒を見るための助手」のように使ってしまう。そうすると、大人から信頼される「いい子」にはなるけれど、若者独自の発達課題へのチャレンジがあいまいになってしまう。それが、若者が定着しにくい要因の1つでもあるかと思います。谷津の場合、大人たちも頭を抱え、環境省もそれなりのお金を使ってもなかなか解決できないアオサの問題に、お金をかけずに自分たちの力で解決する道を切り拓こうとしている。そこに若者たちは、誇りと意欲を感じるのだらうと思うのです。大人たちが必ずしもできない課題に、「ぼく達だからできる」「私たちだからできる」というアイデンティティを感じながら、アオサの肥料化に取り組んでいる、そこに、若者主体の「湿地教育」「環境教育」プログラムを組み立てる、「いのち」のようなものがあるのだと思います。

谷津のユースプログラムは、登録20周年行事の実行委員会に来ていた若者たちに声掛けをしながら進んできていると、聞きました。それは、大人や子どもたちと協力しながら、自分たちの独自性を発揮していこうということでもあるかと思います。「若者のみなさん来てくださいね」というようなことではなく、部活やサークル活動と結びつき、若者の発達課題に切り込み、大人や子どもたちの中での独自の位置をもっている、そこにミソがあるような気がします。

藤前干潟でも、大人の活動と子どもの活動があって、清掃したら注射針がものすごくたくさん出てきたということ、実際に見せてもらいました。私もびっくりしましたが、干潟や流入河川の清掃活動を通して、「何でこんなにいっぱい注射針が出てくるんだ？」みたいな謎解きをふくめて、若者らしい感性のしなやかさを刺激して、そこから問題を提起してもらったら、そして高校や大学の部活やサークル活動と結びつけたら、若者の取組もできてくるのかな？と思いながら伺っていました。

千頭：ありがとうございます。もっと子どもから大人に対して投げかけをしていただけるとはいいかということ。笹川先生には、「大人ラムサールだとか、若者ラムサール、年寄りラムサールみたいなこともあるんじゃないの」というコメントを頂いています。

では、あと数分しかありませんが、井桁さん、辻田さん、本省の立場で制度を作ったり法律を作ったりされるのですが、現場でいろいろな話が出てくることに対して、何かお二人からコメントはありますか。いかがでしょうか。

7. まとめのコメント

キーは持続可能な形で人の営みも続けていくこと

辻田：ラムサール条約の特徴は、登録された湿地をアンタッチャブルな状態にするのではなく、みんな使っていこうという持続可能な形で、人の営みも続けていこうというところがキーとなっています。それをやる主体である人という話が聞けて大変参考になりました。

私も本省にいる立場で何ができるのかなと思ってお聞きしていましたが、その場所の自然を守っていくのは、そこの場所に生き続ける人が主役じゃないといけないと思っていました。今のご議論をお聞きして感じたことは、芝原さんや戸莉さんにご発表いただいたような推進事例をほかのサイトの方々にも伝えたり、海外にも伝えたりしていくことなのかなと思った次第です。

豊岡市の成田さんがおっしゃっていた地域ごとでの「温度差」は、私も現場経験がありますので確かにそうだったなと思い出していました。隣り合っていても成り立ちが違う地区があったりして、成り立ちが違うと人の考え方も違う、田結地区のように自ら積極的に取組をして広げていくことができる人たちもいれば、メリット・デメリットでしか物事を考えにくい方もいらっしゃる。

そういうときに、今日の発表でも紹介させていただいたような経済的価値の話などは、もしかしたら使えるのかなと思いました。

千頭：先ほど芝原さんが「豊かになる」というお話もさせていただいて、その価値観は、すごく大事ですよ。

辻田：それもありますし、やはり金銭的な価値もあるのだと認識していただくこともひとつ、湿地について考えていただくきっかけになるのかと思いました。



千頭：ありがとうございました。井桁さん、何か一言頂けますか。

何に興味があるのか、何が問題なのかを知ってもらうことが必要

井桁：今日はありがとうございます。私の立場もあります、少しそれを越えたところでお話しさせていただきます。実際、私も野生生物課にいました。釧路湿原とか、新潟の佐潟も担当していましたし、漫湖のラムサール登録湿地の記念式典にも出ました。いろいろな形で湿原を見させていただいております。

湿原の話はともかく、「協働取組」という今回行政が考えている話を聞いて、僕は今の立場でいろいろやっている中で、実は一番の阻害要因は行政ではないかというひとつの仮説を持っています。法律という縛りがある、縛っていることがいろいろな方に制限をかけて動きを鈍くしていることがあります。今日のお話を聞いた中で、——私も役人ですが——どうしても役人の切り口から話をしてしまいます。

今お話があったように、例えばメリットがあるのか、デメリットなのかという話は、周りの人はそう思っているのです。でも役所は商売の話はできないので、結局しない。その商売をしないという切り口からスタートしていくと、あまり面白味がない、だから興味を持たないというものにどうしてもなってしまう。

なので、その辺の考え方をひとつ棚に上げて、人々が興味・関心のある形、いわゆる湿地の保全というところを少しはずして、例えば湿地でレンコンが取れるからいろんな人たちが湿地周辺で出向いてもらい食べてもらったりとか、地域の特産物を作って売ったりとかいうのも、ありえるのではないかと思います。

ただ、商売をしてはだめだとか、それ以外のこともしてはだめだということになってしまうと、結局やることは決まってしまう、また役所がやりがちなステレオタイプなことになってしまうと、興味を持たれないのではないかな。

皆様方の地域で、その湿地なり様々なことでこの地域では本当に何が興味あるのか、何が本当の問題なのかを知っていただくことが必要であり、それを見出すのが行政の仕事だと思います。そして後押ししてあげるのも行政の仕事だと思います。そうしたことをやりたい人たちが積極的に前に出ていくことを考えていただければと思います。

千頭：ありがとうございました。佐藤先生、全体の議論を聞かれて、ぜひともコメントをいただければと思います。

協働取組が多様であることを踏まえ、今後どう展開し共有していくか

佐藤：ありがとうございます。今のいろいろな話を聞きまして、立地環境や直面する課題、協働のパートナーについては随分多様な取組があるという印象を得ています。支援組織、NPO、企業、そういう状況の中で、「協働取組」は非常に多様であることを踏まえたうえで、今後これをどう展開し、共有していくかが、これからの重要な側面になるのかなと思います。

また、井桁さんに指摘していただいた興味のある取組を行政がどうプロデュースできるかということですね。行政の枠組みで考えるよりも、地域がハッピーになれるような取組と場をプロデュースできる、そういう発想が重要になってくると思います。

共に愉しむ中での関わり、振り返り、学びながら「強い持続可能性」へのシフト

そういったときに、私の講演の中でありましたニュージーランドで強調されている「強い持続可能性」がキーになってくるかと思います。従来の環境管理の考え方から、より多くの人たちが関わり、楽しみながら、芝原さんの言葉を借りれば共愉性、共に愉しむ中での関わり方、振り返りをしながら、学びながら、強い持続可能性へのシフトです。従来の環境管理の発想を超えていくことが、今後重要だと思いました。

全国としての面的展開、ネットワークを進めていくことの検討を

3点目としては、今のお話の中では各条約湿地の話がメインであったわけですが、私が期待しているのは、その人たちがここにいるということです。点ではなく面としてこれをどう生かしていくか。例えば、「ラムサールセンター」が取り組んでいる「KODOMO ラムサール」を、共有の財産として捉え、全国を取組としてどう活用していくか。取組全国としてこのネットワークを進めていくことを並行して考えていくことも、今後の市町村会議の中でぜひ検討していただければと思います。私からは以上です。ありがとうございました。

「環境漁業権」～経済的な意味を環境保全につなげること

千頭：ありがとうございました。3点ご指摘を頂きました。まとめている時間がないのですが、一点だけ。

藤前干潟を中心的に守ってきた辻さんがよく言われていたのは、藤前干潟には漁業権がないのですが、シジミがたくさん捕れる。これを「環境漁業権」として設定できないかという夢を随分昔から語っておられます。環境漁業権とはシジミを適切に獲って、売って、その利益をもう一度干潟の保全に回していく。そういうアイデアを辻さんは毎回おっしゃっていて、なかなか実現しないのですが、今それを思い出しました。

いろいろなお話の中で、豊かになることも含めて、経済的な意味みたいなものを環境保全につなげることも、どこかで考えられたらいいかなと思いました。

本当に短い時間で、うまく議論を集約させていく方向に行かず、申し訳ありません。最後に佐藤先生が言われたように、ここの場にたくさんいらっしゃること自体の意味合いを、毎年もっと深めていくことができればいいなと思います。

今年から3年間は名古屋市で、今日もひとつの節目だと思いますが、スタートだと思って、このネットワークを深めていくように、皆さん方も一緒に頑張れたらなと思います。今日は佐藤先生をはじめ皆さん方、ありがとうございました。拍手でもう一度お礼を。(拍手)

佐藤：ありがとうございました。

千頭：本当にありがとうございました。では、私のほうはこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

川原田：皆様、ありがとうございました。今一度、千頭先生、佐藤先生、ご講演・ご報告をいただきました皆様に拍手をお願いして、終わりにしたいと思います。本当に、どうもありがとうございました。（拍手）

それでは最後になりますが、閉会のあいさつを副会長市でいらっしゃいます大崎市様にお願いしたいと思います。大崎市の岡田様、よろしく願いいたします。

8. 閉会あいさつ

大崎市産業経済部産業政策課 課長補佐 岡田信一

コーディネーターの千頭さん、パネラーの皆さん、基調講演や基調報告、事例報告をいただいた皆さん、本当にお疲れ様でした。今年度から監事市から昇格し、副会長市になりました大崎市の岡田と申します。よろしく願いします。

昨日から研修や視察などがありましたが、名古屋市さんのおかげで非常にスムーズに進行してまいりました。特に昨日の主管者会議が、スムーズに進行されましたことに対しまして感謝申し上げます。

残念ながら、視察では満潮のため干潟を見ることはできませんでしたが、河鵜が魚を捕る姿などを見ることが出来、非常にすばらしい光景であり感動しました。

また、昨日の意見交換会においても、皆さんの生の声を聞くことが出来、かなり有意義な情報交換の場になったと思っております。

本日の学習交流会、ディスカッションで得た情報については、それぞれの地域に持ち帰っていただき、湿地の保全や活用、まちづくり等でお役立ていただきたいと思っております。

「生物の多様性を育む農業国際会議」・「ESD・KODOMO ラムサール」

私から、2点だけ大崎市の宣伝をさせていただきたいと思っております。12月5、6、7日と大崎市を会場に「生物の多様性を育む農業国際会議 2014」を開催します。後ろにチラシを置いておりますので、ぜひご参加いただきたいと思っております。

また、来年1月31日、2月1日にはラムサールセンターとの共催で「ESD・KODOMO ラムサール」が大崎市で開催されますので、全国の子どもたちのご参加をお待ちしています。

最後に、ご来賓の皆様、オブザーバーの皆様、全国から参加された市町村の皆様、そしてこの会議を成功させていただきました事務局の名古屋市様に感謝の意を表しまして、閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。（拍手）

川原田：これもちまして、全日程を終了させていただきます。皆様、2日間ありがとうございました。（拍手）

**ラムサール条約湿地における協働取組と
それを通じた人づくり**
～湿地を活用した持続可能な地域づくりを目指して～

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議
第6回学習・交流事業の記録

2015年3月

発行：ラムサール条約登録湿地関係市町村会議
会長市：愛知県名古屋市

〒460-8508 環境局環境活動推進課
TEL：052-972-2662 FAX：052-972-4134

編集：特定非営利活動法人日本国際湿地保全連合
〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-7-3 NCC人形町ビル6F